# 新型コロナウイルス感染症対応 建設BCPガイドライン

一 感染症への対応の実際を踏まえて —

第1版

令和 2 年 11 月

(一社)日本建設業連合会 災害対策委員会

本ガイ	ドラインの位置づけ	1
	ガイドラインの特徴 ガイドラインの内容	
第1章	新型コロナウイルスとは	3
	新型コロナウイルス(COVID-19)とは 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染対策	
第2章	事業継続検討の前提	8
	感染症BCPの考え方 感染症に関する法令	
第3章	新型コロナウイルス感染症における経過と対応	16
	発生段階 経過と対応の経緯	
第4章	新型コロナウイルス感染症における対応事例	26

フェーズ	対応事例	
	1. 対応組織の設立	
 (1)海外発生期	2. 感染者発生国の駐在員の残留・帰国対応	
(1) 母外光土别	3. 海外からの資機材調達対応	
	4. 駐在員の再赴任	
	1. テレワーク	
	2. 出張等の自粛	
(2)国内発生期	3. 感染予防の備品調達	
	4. 作業所における対応	
	5. 工事の継続・停止の判断	
(3)社内感染者発生時	1. 初動対応	
(3)在内部成果自光工时	2. 社内外への公表	

付属資料 事業継続計画策定の留意

参考 新型コロナウイルス感染症の参考情報リンク集

# 本ガイドラインの位置づけ

日建連では、2010年に鳥インフルエンザ由来の強毒性新型インフルエンザを想定した感染症対応の建設 BCP ガイドラインを策定している。この策定から 10年が経過した 2020年に新型コロナウイルス感染症が世界規模で広まりパンデミックを引き起こした。これは、我が国が現代社会において経験する初めての世界規模の感染症である。これに対する治療法の確立・ワクチンの開発等までは相当の期間が必要とされることから、いわゆる「with コロナ」の中で、各企業は、感染症対策を実施しつつ、事業を継続していくことが求められる。

このため、会員が感染症にかかる BCP を策定、または改訂するための参考となるガイドラインとして、「新型コロナウイルス感染症対応 建設 BCP ガイドライン」を策定する。

なお、今回の経験は将来懸念される新たな感染症への対応時にも参考となることから、新型コロナウイルス感染症にかかる社会情勢の経過及び対応の経緯を整理するとともに、今後、法令等の枠組みの変化や対策の進展などが想定されることから、必要に応じ改訂することを予定している。

# 1 本ガイドラインの特徴

- (1) 本ガイドラインは、感染症にかかる BCP を策定、または改訂する際のガイドライン であるが、すでに国土交通省等が策定した感染予防ガイドラインがあるためこれと合わ せて使用することを想定している。
- (2) (1) を踏まえ、本ガイドラインでは、上記感染予防ガイドラインでは詳細な記載がない「感染者発生時の初動対応」、「海外駐在員の対応」、「感染症対応の組織体制」などの事例を事業継続計画策定の参考となるようとりまとめるとともに、対応の考え方も示したものである。
- (3) 新たな感染症の流行に備え、新型コロナウイルス感染症に関する基礎事項に加え、今 回の貴重な経験の記録として新型コロナウイルス感染症にかかる社会情勢の経過及び 対応の経緯を整理している。
- (4) 本ガイドラインの付属資料として「事業継続計画策定の留意点」を添付している。これは、新型インフルエンザに対応して日建連が 2010 年に策定した建設 BCP ガイドラインのうち BCP 策定のために必要となる事項を整理した「第3章 事業継続計画策定の留意点」を、今回の新型コロナウイルス感染症への対応の経験等を踏まえて追補したものであり、会員が具体的に感染症にかかる BCP を策定、または改訂する際の留意点となっている。
- (5) 本ガイドラインの内容は、作成日時点の情報を元に記述しているため、今後新型コロナウイルス感染症に関する研究の進展や社会情勢の変化に伴い、内容が古い情報になり うる。会員各社はこの点に留意し、必要に応じて最新情報を参照されたい。

# 2 本ガイドラインの内容

- (1) 第1章「新型コロナウイルスとは」では、新型コロナウイルスの概要、引き起こす症状、感染経路等の基礎事項について解説している。
- (2) 第2章「事業継続検討の前提」では、一般的な感染症にかかるBCPの考え方のほか、 感染症に関する法令について解説している。感染症に関する法令については、新型イン フルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律(感染症法)、検疫法について解説している。特に、新型インフルエンザ等対策特別 措置法については、法施行後初めて適用され、運用されることとなった緊急事態宣言や 外出自粛要請等について解説している。
- (3) 第3章「新型コロナウイルス感染症における経過と対応例」では、実際の新型コロナウイルス感染症にかかる経過と対応を整理した。
- (4) 第4章「新型コロナウイルス感染症における対応事例」では、第3章で解説している 感染の発生段階を踏まえ、感染症対応における重要事項に関し、建設業界、他業種にお ける各種対応の具体的事例を整理するとともに、各事項の対応の考え方を示した。 なお、感染の発生段階では、国内発生早期及び国内感染期を分けているが、両フェーズ における企業の対応は大きく変わらないことから、両フェーズを「国内発生期」として 統合した。また、社内感染者発生時の対応については、社内で感染者が発生した場合に のみ必要となるため、国内発生期全体を通じて必要となる対応とは別に整理した。

発生段階		対応事例	
海外発生期		感染症対応組織の設立などの初動対応及び課題となる駐	
		在員の対応等(「駐在員の再赴任」を含む)	
国内発生期		感染予防策に関する個別の取り組みや工事の継続・停止の	
		判断、作業所における対応等	
	社内感染者発生時	保健所との連携等の初動対応等	

# 第1章 新型コロナウイルスとは



# 1-1 新型コロナウイルス(COVID-19)とは

### (1) コロナウイルスの概要

コロナウイルスとは、一般的な風邪の原因となるウイルス(HCoV)のほか、2002 年 11 月に中国広東省で発見された重症急性呼吸器症候群コロナウイルス(SARS-CoV)や 2012 年 11 月以降中東地域で発生している中東呼吸器症候群コロナウイルス(MERS-CoV)を含むウイルスの総称である。2019 年 12 月には、中国の武漢市で新しいコロナウイルスが発見され、新型コロナウイルス(COVID-19)と命名された。

一般的な風邪の原因となるコロナウイルスには4種類あり(HCoV-229E、HCoV-OC43、HCoV-NL63、HCoV-HKU1)、風邪のうち10~15%については、これらのウイルスが原因とされる。これらのウイルスは、一人から多数へ感染しうるものの、多くは軽症で治癒し、重症化することはほとんどない。

一方、コウモリ、ヒトコブラクダが保有していたコロナウイルスが人に感染するようになった SARS や MERS は、軽症の場合はせき、発熱といった症状で収まるが、重症化すると重症肺炎を引き起こす。この MERS は致死率が約 35%と非常に高いことも特徴である。一方で、感染力は通常の風邪と比べると低いとされており、一人から感染する人数は一人以下であるとされている。しかし、スーパースプレッダーと呼ばれる一人から十数人に感染させる患者が見られることも分かっており、特に SARS ではこのスーパースプレッダーによる感染が多く見られた。

なお、新型コロナウイルスにおいては、無症状の人からの感染も確認されており、アメリカ疾病予防管理センター (CDC) が、インフルエンザよりも感染力が高いことを示唆している。

# (2) 新型コロナウイルスによる症状

新型コロナウイルスは、主にせき、発熱、倦怠感などの症状を呈するほか、体やのどの痛み、下痢、結膜炎、頭痛、味覚・嗅覚障害、発疹、指先・足先の変色といった症状もまれに見られることが判明している。これらの症状は、多くの場合は軽症で治癒するものの、約 20%程度の割合で重症化すると言われている。重症化した場合、呼吸困難、息切れ、胸の痛み、胸部の圧迫感、発話・動作障害といった症状がみられる。特に、高齢者や基礎疾患(高血圧、心臓・肺の病気、糖尿病、癌等)がある人については重症化するリスクが高いとされているため、注意が必要である。

なお、新型コロナウイルス含め SARS、MERS にはいまだ有効なワクチンが見つかっていないため、現状では対症療法による治療が施されている。

以下に、新型コロナウイルスと SARS、MERS の特徴を比較整理する。

【新型コロナウイルスと SARS、MERS の比較】(注 1)

	新型コロナウイルス	SARS	MERS
発症	せき、発熱、倦怠感	せき、発熱(38 度以上)	せき、発熱
症状	せき、発熱、倦怠感、体	発熱、せき、体の痛み、	発熱、せき、息切れ、肺
	の痛み、のどの痛み、下	倦怠感、筋肉痛、軽度の	炎、下痢、多臓器不全、
	痢、結膜炎、頭痛、味覚・	呼吸器症状、下痢	敗血症性ショック
	嗅覚障害、発疹、指先・		
	足先の変色		
潜伏期間	1~14 日	2~7 日	2~14 日
	(主に 5~6 日)		
感染経路	飛沫、接触	同左	同左
治癒期間	発症から 10 日間	同左	- (注 3)
致死率	約 2%	約 9.6%	約 35%
ワクチン	研究段階(注2)	なし	なし
抗生物質	合併症には有効だが、新	_	-
	型コロナウイルスには		
	効き目はない		

(注 1) 厚生労働省及び WHO の公開情報を参考に作成。また、この内容はガイドラインを作成する上での想定であり、科学的に確定していないものを含んでいる。

(注 2) 2020 年 8 月 11 日に、ロシアで新型コロナウイルスのワクチン「スプートニク V」が承認されているが、国際的に必要な臨床試験を完全には終了していない。

(注3)「-」は情報がないことを表している。

# 1-2 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染対策

新型コロナウイルス感染症においては、「3 密」\*の回避のほか、マスクの着用、石けんによる手洗い、消毒用アルコールを使った手指の消毒など、一般的な感染予防策で感染を予防することができる。建設業界においては、一般的な感染予防策を正確に把握し、社内、及び建設現場にて積極的に実施することが推奨される。

\*「3 密」とは、密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、密集場所(多くの人が密集している)、密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる)を指す。

# (1) 新型コロナウイルスの感染経路

新型コロナウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染\*と考えられている。よって、せきやくしゃみなどのウイルスを含む飛沫が拡散しないようにするとともに、ウイルスの付着した物を触った手で目・ロ・鼻を触らないようにするための対策を講じることが必要である。

\*飛沫感染、接触感染の定義は以下の通り。

#### ① 飛沫感染

感染した人がせきやくしゃみをすることで、ウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込むことによって感染する経路をいう。せきやくしゃみ等の飛沫の到達範囲は、空気中で1~2メートル以内であるとされる。

#### ② 接触感染

せきやくしゃみなどによって飛散したウイルスを含んだ唾液や鼻水などを直接的に、あるいは付着した机・ドアノブ・電灯スイッチなどに触れ、その手で自分の眼・ロ・鼻に触れることによって間接的に感染する経路をいう。なお、ウイルスは単独では増殖することができず、生物の細胞の中でのみ増殖することができるため、物の表面に付着したウイルスは一定の時間が経過すると感染力を失う。なお、新型コロナウイルスの場合、プラスチックとステンレス鋼の表面では最大 72 時間、銅では最大 4 時間、厚紙では最大 24 時間生存するという研究結果もあり、比較的長時間生存する可能性が指摘されている。

#### 参考: エアロゾル感染

エアロゾル感染とは、空気中を漂う微粒子内に病原体が含まれ、その微粒子を介して感染する経路を指す。新型コロナウイルス感染症においては、医療処置中の特殊な環境下ではエアロゾル感染がおこる可能性が示されているほか、飛沫から水分が蒸発した飛沫核内でも3時間程度感染力を持つという報告がなされており、エアロゾル感染をする可能性が指摘されている。

エアロゾル感染については、ウイルスを含む微粒子が空気中を漂うことから、感染予防策として換気が重要となる。

# (2) 建設業における感染予防策、感染拡大防止策

建設業における新型コロナウイルス感染症の感染予防策も、主に「3 密」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗い、消毒用アルコールを使った手指の消毒、換気を基本としている。具体的な対策内容については、国土交通省、経団連、日建連が作成しているガイドラインを参照されたい。

# 第2章 事業継続検討の前提

# 2-1 感染症BCPの考え方

企業においては、多くの経営リソースに影響が出る大規模地震を想定した BCP を作成しているケースが多い。この BCP では、「突発的かつ短期間の局所的災害により事業が中断した場合の事業継続」を計画している。そのため、この BCP の中では、発災時に優先すべき事業・業務を「一定以上のサービスレベルで継続する」あるいは「許容中断時間までに稼働率・サービス水準を回復する」ための事前準備、対応方法、組織体制を規定する必要がある。

一方で、感染症は大規模地震と異なり、「段階的に被害が拡大していく長期間の災害における事業継続」を計画しなければならない。そのため、「感染症拡大防止」及び「要員確保」の観点から、早期に優先度の低い業務を止め、社内の感染者発生を抑制していく必要がある。また、感染者発生を抑制するためには、感染発生防止・拡大防止のための対策も並行して実施する必要がある。

#### 【感染症と大規模地震による、事業への影響の違い】

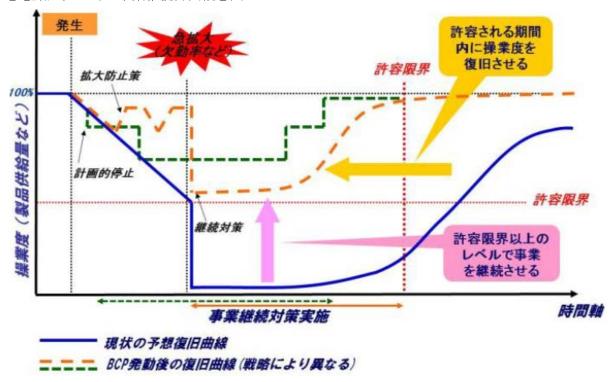
感染症と大規模地震とでは、事業が受ける影響が異なる。具体的には、制約を受ける経営リソースや地域、期間が異なるため、対応方針やとるべき対策に違いが出る。以下に、感染症と大規模地震に関する事業への影響を比較整理する。

保地族に関する事業、シンが昔で比較正性する。			
災害の種類特徴	感染症(パンデミック)	大規模地震	
制約を受けるリソース	<ul><li>人(感染・死亡・出社不能)</li><li>社会インフラ (場合により制約)</li></ul>	<ul> <li>人(負傷・死亡・出社不能)</li> <li>物(建物・設備・資機材)</li> <li>システム</li> <li>社会インフラ (電気・ガス・水道・通信・道路・ 鉄道・航空機・船舶)</li> </ul>	
制約を受ける地域	• 全世界に伝播する可能性	<ul><li>地震発生地域周辺 (国内などに限定)</li></ul>	
制約を受ける期間	<ul><li>中長期 (第2波・第3波の流行)</li></ul>	<ul><li>短期 (発生後は復旧へ)</li></ul>	
対応方針	• どの業務をいかに継続するか (不要不急の業務は止める)	• どの業務から復旧・早期再開す るか	
対策	<ul><li>リモートによる業務実施</li><li>感染予防策・拡大防止策の実施</li><li>資機材の調達先の代替 (場合により国内代替に限定)</li></ul>	<ul><li>代替地(制約を受けない地域) での業務実施</li><li>資機材の調達先の代替</li></ul>	

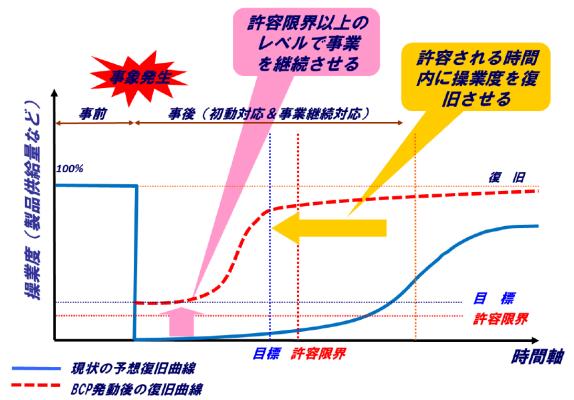
#### 【感染症発生時と大規模地震発生時における事業継続計画の概念図の比較】

(内閣府「事業継続ガイドライン第三版」2013年8月より引用)

①感染症発生時の事業継続計画概念図



#### ②大規模地震等発生時の事業継続計画概念図



# 2-2 感染症に関する法令

新型コロナウイルス感染症においては、水際対策の強化(検疫の強化、特定の国・地域からの入国拒否等)や緊急事態宣言の発令、休業要請や外出自粛要請といった対応が国や自治体でとられた。これらは感染症の発生・拡大を防止するために定められている各種法律に基づいて実施されたものである。以下では、これらの対応の根拠となった感染症に関する法律である「新型インフルエンザ等対策特別措置法」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「検疫法」について内容を整理する。

## (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法

2012年に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)とは、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症への対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とした法律である。新型インフルエンザ等対策に関する行動計画や新型インフルエンザ等が発生した際の国等の体制、措置について定めているほか、新型インフルエンザ等が国内で全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められた場合には「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」(以下「緊急事態宣言」という。)を国が発出できることを定めている。

2020年3月にはこの特措法が改正され、今般の新型コロナウイルス感染症が暫定的に特措 法の適用対象となった。これにより、新型コロナウイルス感染症に関し、国による緊急事態 宣言の発出を含め、特措法で定められている各種要請を都道府県が実施できるようになった。

#### ① 緊急事態宣言

緊急事態宣言とは、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等の感染症が、通常の季節性インフルエンザよりも重篤になる症例が多く、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、さらに全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合に宣言するものである。

緊急事態宣言は、①期間、②区域などを特定して宣言されるものであり、この宣言の後、 都道府県知事は、より具体的な期間や区域を定め、不要不急の外出自粛や施設の使用制限、 催物の開催制限の要請といった緊急事態措置を講ずることができるようになる。

なお、感染のピークが過ぎ、緊急事態措置を講ずる必要がなくなった際には、政府対策 本部が緊急事態の解除宣言を行う。

#### ② 外出自粛の要請

緊急事態措置の1つとして、都道府県知事は第45条第1項に基づき、不要不急の外出の自粛を要請することができる。ただし、当該自粛の要請がなされた場合であっても、医療機関への通院や生活必需品の買い物、必要不可欠な職場への通勤、健康維持のための散

歩やジョギングなどは、生活の維持に必要と考えられ、自粛対象とはならない。また、現在の法律では、緊急事態宣言が発出された場合であっても、欧米など諸外国で実施された罰則を伴う強制的な都市封鎖(いわゆるロックダウン)は実施されない。ただし、今般の新型コロナウイルス感染症において、緊急事態宣言が発出された 2020 年 4 月 7 日に示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「4 月 7 日付政府基本的対処方針」という。)の中で、接触機会の低減(最低 7 割、極力 8 割)を目指すため「在宅勤務を強力に推進する」とされたことに鑑みれば、各社においては在宅勤務を実施できる仕組みが整っていることが望ましい。

#### ③ 施設の使用制限等の要請

緊急事態措置の1つとして、都道府県知事は第45条第2項に基づき、施設の使用制限等の要請が可能である。また、緊急事態宣言下でなくても、第24条第9項では、都道府県知事による公私の団体または個人への対策実施のための協力の要請が可能である。今般の場合、4月7日付政府基本的対処方針において、施設の使用制限については「都道府県による法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い、特定都道府県による法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。」とされた。実際、東京都においては、第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請が行われ、一部施設については第45条第2項及び第4項に基づき、要請、公表が行われた。1一方で、4月7日付政府基本的対処方針の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」において、「河川や道路などの公物管理、公共工事」が挙げられており、東京都においても、社会生活を維持する上で必要な施設として「作業場」が挙げられ、適切な感染防止策の協力要請に留まっている2。したがって、建設工事については、感染防止対策の徹底を図りつつ、継続することが許容されているとみられる。

# (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)は、1999年4月に、「伝染病予防法」に代わるものとして施行された法律で、感染症の発生及び感染拡大を防止し、公衆衛生の向上増進を目的としている。感染症法では、感染症を一類~五類の感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症に分類しており、分類ごとに危険度に応じた対策を取ることを可能にしている。

新型コロナウイルス感染症は2020年2月1日から暫定的に1年間、指定感染症³に指定された。これにより、新型コロナウイルス感染症患者(無症状者を含む)に対しては原則、入院の勧告や就業制限がなされるため、企業においては従業員が感染した場合、感染した従業員はたとえ無症状であっても一定期間業務に復帰できなくなることを念頭におく必要がある。

<sup>1</sup> 緊急事態宣言の解除に伴い、掲載情報は削除されている。https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007840.html

 $<sup>^{2}\</sup> https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html$ 

<sup>3</sup> 一類〜三類感染症、新型インフルエンザ等感染症ではない既知の感染症で、感染症法で定める規定に基づいた対応がないと感染の拡大により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令が定めたもの。

なお、新型コロナウイルス感染症に対して適用可能な主な措置 4は以下の通り。

- 無症状者への適用 5 (第8条)
- 就業制限(第18条)
- 入院の勧告・措置(第19条)
- 汚染された物件、場所の消毒(第29条)
- 建物の立入制限・封鎖(第32条)
- 感染を防止するための協力 (健康状態の報告、外出自粛等の要請) (第44条の3)

### (3) 検疫法

検疫法は、国内に常在しない感染症の病原体が船舶や航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶や航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずることを目的とした法律である。

感染症法で定められた一類感染症、新型インフルエンザ等感染症、及び国内に常在しない 感染症で、その病原体が国内に侵入することを阻止するために病原体の有無の検査が必要で あると政令で定めるものは、「検疫感染症」に指定されている。検疫所長は、船舶や航空機が 検疫感染症の流行地域(経由も含む)から来航した場合や、船舶や航空機内で検疫感染症の 感染者あるいは死亡者が発生した場合は、感染者の隔離、感染のおそれのある者の停留、及 び船舶や航空機内の消毒をすることが可能となっている。

2020年2月14日には、検疫法第34条に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染症の規定が準用されることとなり、検疫感染症と同様に、感染者の隔離、感染のおそれのある者の停留、及び船舶や航空機内の消毒をすることが可能となった。

新型コロナウイルス感染症においては、全ての国・地域から入国する者に対し、入国日を0日として14日目までの間、検疫所長が指定する場所で待機すること、空港等からの移動含め公共交通機関を使用しないこと、待機場所と空港等からの移動手段を検疫所に登録することが求められている。さらに、入国した日の過去14日以内に出入国管理及び難民認定法(入管法)に基づく「入国拒否対象地域6」に滞在歴のある者については、上記に加えて新型コロナウイルスの検査を受け、検査結果が出るまでは原則として空港内のスペース又は検疫所が指定する施設等で待機することが求められている。また検査結果が陰性であっても入国の次の日から14日間は自身で確保した滞在場所での待機が要請され、保健所等による健康状態の確認対象となる。このことから、海外からの帰国者がある企業においては、帰国してからも14日間は帰国者が業務に復帰できないことを念頭におかねばならない。

<sup>4</sup> 新型コロナウイルス感染症に対して実施可能な措置は 2020 年 9 月末時点のものであり、現在新型コロナウイルス感染症に対する措置については議論が行われている。今後変更があった場合には修正する必要がある旨、留意すること。

<sup>5</sup> 新型コロナウイルス感染症については、無症状者に対しても感染者と同様の措置が取られるが、入院の勧告・措置については、 無症状だが病原体を保有していると認められた者で一定の条件を満たしていれば、自宅療養が認められる。

<sup>6</sup> 厚生労働省「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」を参照されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/covid19\_qa\_kanrenkigyou\_00001.html#Q1-1

# 第3章 新型コロナウイルス感染症における 経過と対応

# 3-1 発生段階

新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)においては、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があるとしている。具体的には、感染の発生段階を①未発生期、②海外発生期、③国内発生早期、④国内感染期、⑤小康期の5つの段階に分類している。さらに国内発生早期は各都道府県において地域未発生期と地域発生早期のいずれか、国内感染期は地域未発生期、地域発生早期、地域感染期のいずれかに分類することとしている。

#### 【政府行動計画による発生段階区分】

発生	段階	状 態		
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早	.期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生し		
		ているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
※国と協	地域未発	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態		
議の上各	生期			
都道府県	地域発生	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全て		
が判断	早期	の患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
国内感染期		国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触		
		歴が疫学調査で追えなくなった状態		
	地域未発	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態		
※国と協	生期			
議の上各	地域発生	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全て		
都道府県	早期	の患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
が判断	地域感染	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追		
	期	えなくなった状態		
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で留まって		
		いる状態		

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画 平成29年9月12日(変更)」を基に作成。

今般の新型コロナウイルス感染症では、上記の発生段階について公式の見解は存在しない。 したがって、本ガイドラインでは実際の感染状況や社会情勢等の経過等を踏まえ、以下のように発生段階を区分することとする。なお、未発生期はすなわち平常時を指し、また、小康期について本ガイドライン作成時点で該当する状態に入っていないものと考えられるため、 本ガイドラインでは以下についてのみ定義することとする。

- ① 海外発生期:中国で感染者が確認された2019年12月以降
- ② 国内発生早期:国内で初めて感染者が確認された2020年1月16日以降
- ③ 国内感染期:国内で感染経路不明者が確認され始めた 2020 年 3 月中旬以降

# 3-2 経過と対応の経緯

日建連が 2010 年に作成した BCP ガイドライン (以下「2010 年版ガイドライン」という。)では、「建設会社におけるパンデミックまでの想定シナリオ」を提示しているが、ここでは、3-1 で定義した①~③の発生段階に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症に関する実際の経過を整理する。あくまで新型コロナウイルス感染症におけるシナリオのため、今後新たな感染症が発生した際に同様の経過をたどるとは限らないものの、実際の経過に基づいて検討することで、よりリアリティのある検討、実効性のある対策の検討ができると考えられる。会員各社におかれては、今般の新型コロナウイルス感染症対応の振返りもしつつ、第2章の内容も合わせて、事業継続計画を見直すうえでの参考とされたい。

#### 【新型コロナウイルス感染症における経過】

下表中「経過」欄のうち、左段は社会全般の出来事、右段は建設業界の出来事・企業行動を記載している。また、表中「一」は該当次項なしを意味する。

年月等	経過(左段:社会全般、右段:建設業界)
①海外発生期	
2019年12月	・ 中国湖北省武漢市で初の感染者発 ・ ・
	覚 (8日)
2020年1月上旬	・ 中国湖北省武漢市で、感染症発生 ・ -
	源とされた海鮮市場を閉鎖(1日)
	・ 中国当局による、新型コロナウイ
	ルスの検出発表(7日)
②国内発生早期	
2020年1月中旬	・ 日本国内で初の新型コロナウイル ・ -
	ス感染者を確認(16 日)
	・ 外務省が中国湖北省の感染症危険
	情報をレベル 3 (渡航中止勧告) に
	引き上げ(24日)
2020年1月下旬	・ 日本政府、武漢市在住の日本人帰 ・ 新型コロナウイルス感染症対応
	国希望者を帰国させるため、チャ の組織を立上げ
	ーター機を派遣(28日) ・ 中国からの資機材調達の供給遅
	・ 日本政府、新型コロナウイルス感 延について確認
	染症対策本部を設置(30日) ・ 武漢市への出張を禁止
	・ WHO、「国際的な緊急事態 ・ 中国から日本人駐在員を全員引
	(PHEIC)」を宣言(31 日) き上げる指示を発出
	・ 外務省が湖北省以外の中国全土の
	感染症危険情報をレベル 2 (不要不
	急の渡航中止)に引き上げ(31 日)

年月等	経過(左段:社会全般)	、右段:建設業界)
2020年2月上旬	・ 日本政府、2週間以内に湖北省に滞在歴のある外国人及び湖北省が発行したパスポートを所持する外国人の日本への入国を原則拒否(1日)・ 新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく「指定感染症」、検疫法に基づく「検疫感染症」に指定(1日)・ WHO、「世界的な大流行(パンデミック)にはなっていない」との見解を公表(4日)	・ 感染症危険情報のレベル2への 引き上げを受け、中国への不要 不急の出張中止を指示
2020年2月中旬	・ 日本への入国拒否の措置が中国浙 江省も対象となる(13 日)	<ul> <li>・ 国交省が建設業関係団体に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施を指示(13日)</li> <li>・ 建設業界で初の感染者を確認(20日)</li> <li>・ 中国国内に現場を持つゼネコンが、中国政府の指示を踏まえ、1週間程度の施工休止</li> </ul>
2020年2月下旬	<ul> <li>・ 日本政府、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を発表(25日)</li> <li>・ 日本政府、小中高校などへの休校を要請(27日)</li> </ul>	・ 建設現場作業員の初の感染確認 (24日) ・ 国交省、「施工中の工事における 新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」 通知 (25日) ・ 日建連、「施行中の工事における 新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について (お願い)」 通知 (26日) ・ 国交省、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」 通知 (27日)
2020年3月上旬	<ul> <li>中国全土・韓国全土からの入国規制を強化(9日)</li> <li>日本国内の感染者数が550人を超える(10日)</li> </ul>	・ 国交省、地方公共団体向けに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」通知(2日)・テレワーク、時差出勤の開始・国内出張、懇親会等の自粛、リモート会議の使用拡大・海外渡航の自粛
③国内感染期		
2020年3月中旬	<ul><li>・ WHO、パンデミック宣言(11日)</li><li>・ 新型コロナウイルス感染症が特措 法の適用対象に(改正法成立)(13</li></ul>	・ 国交省、「新型コロナウイルス感 染症の感染拡大防止に向けた工 事及び業務の今後の対応につい

年月等	経過(左段:社会全般	、右段:建設業界)
	日)	て」通知(19日)
2020年3月下旬	・ 東京五輪・パラリンピック延期決	・ 日建連、「新型コロナウイルスへ
	定(24日)	の対応について」通知(24日)
	・ 外務省、全世界を対象に感染症危	・ 日建連、新型コロナ感染症対策
	険情報「レベル 2 (不要不急の渡航	室を設置(27日)
	自粛)」に引き上げ(25日) ・ 東京都、週末の不要不急の外出及	・ 海外出張の原則禁止
	び夜間の外出の自粛を要請(25日)	
	<ul><li>日本政府、特措法に基づく政府対</li></ul>	
	策本部を設置(緊急事態宣言の発	
	出が可能に)(26日)	
	<ul><li>・ 日本国内の感染者、1 日の人数が</li></ul>	
	100 人を突破(27 日)	
	・ 外務省、中国、韓国、アメリカを	
	含む49の国と地域について感染症	
	危険情報「レベル 3(渡航中止勧	
	告)」に引き上げ(31 日)	
2020年4月上旬	・ 日本政府、世界の全ての国と地域	・ 日建連、「新型インフルエンザ等
	からの日本人を含む入国者に対	対策特別措置法第32条に基づ
	し、指定場所等での 2 週間の待機	く緊急事態宣言がなされた場合
	を要請(3日)	の建設現場の対応について」通
	・ 日本政府、外国人の入国拒否について、新たにアメリカやヨーロッ	知 (2 日) ・ 国交省、「新型コロナウイルス感
	パのほぼ全域などを加え、合わせ	染症に係る緊急事態宣言を踏ま
	て 73 の国と地域を対象に (3 日)	えた工事及び業務の対応につい
	· 日本政府、7都府県(埼玉、千葉、	て」通知(8日)
	東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡)	<ul><li>日建連、「新型インフルエンザ等</li></ul>
	に対し、緊急事態宣言を発令(人	対策特別措置法第 32 条に基づ
	の接触、最低 7 割、極力 8 割削減	く緊急事態宣言(4月7日)を
	を目標に、各企業に対し在宅勤務	踏まえた建設現場の対応につい
	の実施を強力に推進)(7日)	て」通知 (8日)
		・ 一部企業で緊急事態宣言の対象
		地域を中心に工事を原則停止
		・ 工事停止による、現場作業員の
		補償の有無を検討 ・ 政府基本的対処方針に従い、内
		・ 政府基本的対処力軒に使い、内     ・ 勤部門を中心に各社でテレワー
		力を目標7割に
2020年4月中旬	- 緊急事態宣言の対象地域が全国に	<ul><li>国交省、「新型コロナウイルス感</li></ul>
	拡大(7都府県に加え、北海道、茨	染症に係る緊急事態措置の対象
	城県、石川県、岐阜県、愛知県、	が全国に拡大されたことに伴う
	京都府を合わせた 13 都道府県を	工事等の対応について」通知
	「特定警戒都道府県」と位置づけ)	(16 日)
	(16 日)	・ 国交省、「建設現場「三つの密」
	・ 日本国内の感染者数が 1 万人を超	の回避等に向けた取組事例」通
	える(18日)	知(17日)

年月等	経過(左段:社会全般)	、右段:建設業界)
		・ 国交省、「工事及び業務における 新型コロナウイルス感染症の感 染拡大防止対策の徹底につい て」通知(20日)
		・ 建設業界において感染者の確認 が相次ぐ
		<ul><li>一部企業で緊急事態宣言対象地域の工事を原則停止</li></ul>
2020年4月下旬	・ 経済再生相、経団連や団体に対し 出勤者削減を要請(24日)	・ 一部企業で一斉休業
2020年5月上旬	<ul><li>新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「新しい生活様式」を提言(1日)</li><li>日本政府、緊急事態宣言を5月31</li></ul>	・ 国交省、「新型コロナウイルス感 染症に係る緊急事態宣言の延長 を踏まえた対応について」通知 (4日)
	<ul><li>・ 日本政府、紫忠事態旦言を 5 月 51 日まで延長(4 日)</li><li>・ 厚労省、「レムデシビル」を国内初 の新型コロナウイルス感染症治療</li></ul>	・ 国交省、「新型コロナウイルス感 染症に係る緊急事態宣言を踏ま えた工事及び業務の対応の延長
	薬として承認 (7日) ・ 日本国内の 1 日の感染者数が 100 人を下回る (7日)	について」通知(4 日) ・ 一部企業で工事を再開
2020年5月中旬	・ 日本政府、緊急事態宣言を 39 県で解除(14 日)	<ul> <li>・ 国交省、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を公表(14日)</li> <li>・ 経団連、「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を公表(14日)</li> <li>・ 日建連、「建設業(建設現場)における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を策定(18日)</li> </ul>
2020年5月下旬	・ 日本政府、緊急事態宣言を全面解除 (25 日)	・ 一部企業で工事を再開 ・ 国交省、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における工事及び業務の対応について」公表(21日)・ 国交省、「緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について」通知(21日)・ 国交省、引き続きの感染防止対策の徹底を要請(21日)・ 一部企業で従業員らへの抗体検査を実施・ 株主総会における感染防止策を公表。来場を控えるよう呼び掛け

年月等	経過(左段:社会全般、右段:建設業界)
2020年6月上旬	東京都、東京アラートを発令(2日)     国交省、「国土交通省直轄工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について」通知(10日)
2020年6月中旬	<ul> <li>東京都、東京アラートを解除(12 日)</li> <li>都道府県をまたぐ移動の自粛要請を全国で緩和(19日)</li> <li>厚労省、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の配信開始(19日)</li> </ul>
2020年6月下旬	<ul> <li>世界の感染者 1,000 万人を超える (28日)</li> <li>世界の死者 50 万人を超える (29日)</li> <li>日)</li> <li>日)</li> <li>日建連、「建設業における新型コロナウイルス感染症に係る事業者・技能労働者支援制度の手引き」を発行(26日)</li> </ul>
2020年7月上旬	<ul> <li>東京都、夜の繁華街への外出自粛を呼び掛け(3日)</li> <li>東京都で1日の感染者数が約3カ月ぶりに200人超(9日)</li> <li>国内の1日の感染者、4月下旬以来に400人を超える(10日)</li> <li>日本政府、イベントの開催制限を緩和(10日)</li> <li>東京都で(1日の感染者、4月下旬以来に2日)</li> <li>日本政府、イベントの開催制限を緩和(10日)</li> </ul>
2020年7月中旬	<ul> <li>・ 「大阪モデル」黄色信号点灯(12 日)</li> <li>・ WHO、「多くの国が誤った方向に」と事態悪化を警告(13日)</li> <li>・ 東京都知事、臨時会見にて「『感染拡大警報』発すべき状況」と発言(15日)</li> <li>・ 国内の1日の感染者、4月初旬以来600人を超える(16日)</li> <li>・ 「神奈川警戒アラート」 県民に警戒呼びかけ(17日)</li> </ul>
2020年7月下旬	<ul> <li>・ 日本政府、「Go To トラベル」キャンペーン開始(22日)</li> <li>・ 東京都で過去最多の1日に366人の感染確認(23日)</li> <li>・ 日本国内の1日の感染者数が1,000人を超える(28日)</li> <li>・ タイ・ベトナムとの間のレジデンストラックの受付開始(29日)</li> <li>・ 新潟県、沖縄県、独自の注意報発令(31日)</li> <li>・ 岐阜県、「第2波非常事態」に対する緊急対策を公表(31日)</li> </ul>

年月等	経過(左段:社会全般、右段:建設業界)
2020年8月上旬	<ul> <li>・ 感染拡大を受け、三重県が独自に</li></ul>
2020年8月中旬	<ul> <li>世界の感染者、2,000 万人を超える (11 日)</li> <li>イギリスでフランスやオランダなどからの入国者への2週間隔離措置を再導入(15 日)</li> </ul>
2020年8月下旬	<ul> <li>日本政府、イベントの参加人数上限 5,000 人を 9 月末まで継続することを決定(24 日)</li> <li>日本政府、検査体制の強化、「入院」の運用の見直し等、新たな方針を決定(28 日)</li> <li>国交省、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を改訂(25 日)</li> <li>日建連、「建設業(建設現場)における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を改訂(27 日)</li> </ul>
2020年9月上旬	・ イギリスの製薬会社で臨床試験中 のワクチンで副作用が発生、臨床 試験を中止(9日) ・ 法務省、「新型コロナウイルス感 染症の拡大等を受けた技能実習 生の在留諸申請の取扱いについ て」更新(7日)
2020年9月中旬	<ul> <li>中止していたイギリスの製薬会社 の臨床試験をイギリスで再開(13日)</li> <li>空港検疫で新たに 5 人の感染者を確認(19日)</li> </ul>

#### (参考) 建設業界への影響の推移

#### 1. 2020年2月中旬

日建連では2月中旬に影響、課題の把握のため、理事会社等を対象にアンケート調査を行った。 その結果は以下のとおりであった

- i. 中国本土への渡航関係、海外現場での対応など
  - ① 中国本土への渡航禁止を指示
  - ② 中国本土への渡航履歴の調査を指示
  - ③ 感染国からの来訪者、労働者の現場入場規制
  - ④ 北京政府の指示により、北京のグループ会社で在宅勤務を実施
  - ⑤ ベトナム政府から地鎮祭、竣工式など人が集まる催し自粛の通達
  - ⑥ 中国駐在社員の全員帰国
  - ⑦ 海外拠点と緊急連絡体制を構築し、状況を日々確認。現地では大使館等と情報共有 し危機管理を実施

#### ii. 社内、現場での感染予防の措置

- ① 感染予防の徹底を指示(手洗い、うがい、消毒液の設置など)
- ② 感染が疑われる場合の対応、報告を指示
- ③ 健康状況の定期的なチェック

#### iii. 感染拡大による今後への懸念など

- ① 国内外の作業所における中国産資材(内装家具、カーテンウォールのガラス、エレベータ、設備機器)の納品遅れが発生(一部で工期に影響)
- ② 現場で感染者が出た場合、工事の中断等による工事進捗への影響を懸念
- ③ (当初)中国からの輸入資材(土嚢袋、ブルーシート、防水シート、配管材等)へ の影響を懸念(現在は在庫十分)
- ④ マスクの流通が滞ると、簡易マスク着用作業への影響を懸念
- ⑤ 中国での製作物(ウォシュレット)、資材(石・タイル・天然石加工製品)に関連し、 製作工場の再開日不確定、輸送制限等による入荷日の不確定などが不安要素
- ⑥ 製造業をはじめとして事業計画の延期など投資意欲の低下、国内外経済への影響による景気の冷え込みからくる設備投資の延期、中止などを懸念。また、感染拡大による業務及び現場施工の遅延又は一時停止も懸念
- ⑦ 感染症予防対策に必要なマスクやアルコール消毒液の追加入手が困難な状況が続いており、事態が長期化した場合には予防措置に影響が出ることを懸念

#### 2. 2020年4月以降の建設業界への影響

国土交通省では所管の関係業界の影響を把握するため調査を実施し公表している。日建連では 建設業界への影響の把握のためこれに協力してきた。調査の内容には住宅資材の遅れ、工事一時 中止などが含まれている。この結果は以下のとおりである。

工事一時中止については、4月分が緊急事態宣言下でありゴールデンウィークの休暇予定の前倒し等から多くなっていた(日建連会員回答社の現場数のうち12%程度)が、5月以降は急減した。

全体ページ https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri\_tk\_000018.html

- 4月分 https://www.mlit.go.jp/kikikanri/content/001348188.pdf
- 5月分 https://www.mlit.go.jp/kikikanri/content/001348389.pdf
- •6月分 https://www.mlit.go.jp/kikikanri/content/001353456.pdf
- 7月分 https://www.mlit.go.jp/common/001359092.pdf
- •8月分 https://www.mlit.go.jp/common/001363025.pdf
- 9月分 https://www.mlit.go.jp/common/001369199.pdf

# 第4章 新型コロナウイルス感染症における 対応事例

第4章では、建設業及び他の業種における新型コロナウイルス感染症への実際の対応事例を参 考にしつつ、対応の考え方を提示する。

なお、現時点では具体的かつ明確な方針を示すことが難しい課題も多いため、留意すべき、考 慮すべき観点の列挙に留まる課題も少なからずある。各社においては、その点に留意しながら以 下に示す考え方を参考にされたい。

#### (1) 海外発生期

#### 1. 対応組織の設立

感染症対応においては、従業員等の人命・安全を最優先とするとともに、感染症のまん 延下においても可能な限り事業を継続するため、全社的な対応が求められる。実際に、日 本国内で新型コロナウイルス感染が確認された 1 月下旬頃から全社的な危機対策組織で 対応・協議を開始した企業の事例があった。また、今般の感染は世界的にまん延したため、 日本の本社と海外の地域統括法人、各国の現地法人との連携体制を構築して対応した事例 も見られた。

#### <参考事例>

#### ◆ A 社の対応事例

- ・ 10 年前に策定していた新型インフルエンザ対策に関する行動計画を準用する形 で対応した。
- ・感染症は海外で発生し、その後日本国内に拡がることを想定し、感染症対応は海 外危機対策を担う委員会が所管した。また、感染症に関する知見を有する者とし て産業医を参画させている。組織構成は以下のとおり。



<国際危機対策委員会>

• 新型インフルエンザの場合は、WHO の警告フェーズ 4 の段階で対応を開始する こととしているが、今般の新型コロナウイルス感染症では1月23日に総務部・ 人事部などが対策協議を開始した。それ以降の主な動きは下表のとおり。

#### <最初期における対応例>

時期	対応
1月23日	総務部・人事部(産業医含む)などで対策の協議を開始
1月27日	従業員に対し、武漢市への渡航規制等の事務連絡発信
1月30日	中国からの退避及び中国国内における外出自粛を指示
2月2日	渡航規制を中国全土に拡大
2月5日	役員会で報告(国際危機対策委員会の開催)
2月12日	現場作業員への手洗い指導を強化
	本社関係約 20 部署で今後の対応を協議

- ・ 海外とは、本社-統括現地法人-現地の事業所の体制で対応し、情報連携や駐在 員の退避判断を行った。退避判断には社長の承認を取ることとしていたが、緊急 の場合は統括現地法人や現地の事業所が判断し、事後承認も可とした。
- ・海外対応に関し、最初に感染が拡がった中国では建築工事のみ施工していたこともあり、初動対応の時点では、土木事業部門との連携が遅れた。また、海外にある研究所や海外留学生等、事業部門に属さない従業員の対応も必要となったため、途中から人事部も参加させるなど、海外の事業部門のみを想定していた海外危機管理体制に課題があった。
- ・ 感染症対応は長期にわたることから、地震対応のように対策本部を設置し、一部 要員を専従させて対応するのではなく、定例の会議体(役員会など)を活用して 必要な報告や議論を実施した。また、緊急に検討・意思決定すべき事項が発生し た場合(緊急事態宣言の発令など)は、臨時で会議を実施した。
- ・3月までは、座席の間隔を空けるなどの対策を取りつつ会議室に集合して対策会議を実施していたが、4月以降はリモート環境も取り入れて会議運営し、支店が参加する場合はすべてリモートで対応することとした。

#### ◆ B 社の対応事例

- ・ 政府基本方針及び国土交通省通達を受けて、社長を対策本部長とし、各部門本部長をメンバーとする対策本部を2月27日に設置した。
- ・ 緊急事態宣言の発令時や政府基本的対処方針公表時等にメンバーを招集し、都度、 感染予防策の方針や勤務体制、各種社内ルールの策定、感染者発生時の対応など について協議した。
- ・ 支店では、支店長と各部門ライン部長からなる現地リスク対策本部を設置し、本 社の対策本部と連動して招集、緊急事態宣言を受けての工事事務所の対応方針等 を協議した。
- ・ 現場では元請社員と協力会社店社社長、職長からなる災害防止協議会(安全衛生協議会)を、月一回、月末に実施し、現場での感染拡大防止策の周知徹底等について協議した。

#### <対応の考え方>

#### ◆ 対策組織の構成

- ・ 感染症は第2章2-1で示した通り、全世界に拡がることが想定されることから、 海外事業を統括する部門を参画させる。また、医学的な知見に基づいた対応も必要になることから産業医も参画させ、適宜助言を受けられるようにする。
- ・ 国内対応においては、支店との連携も不可欠であるため、支店でも対応組織を設置して連携体制を整えるとともに、支店の代表者を本社の対応組織に参加させるようにする。
- ・ 海外対応においては、現地法人や、本社直轄の事業所、作業所等を問わず、同一 国内に存在する関係拠点間で連携する体制を事前に構築しておく。特に情報については日本と各国現地法人との間で格差が生じやすいため、連携を密に取れるようにする。
- ・ 国内・海外ともに、事業部門間(土木と建築等)で連携・情報共有が可能となる よう、対応組織を立ち上げる際には各事業部門も参画させる。

#### ◆ 対策組織の立ち上げ・活動の開始

・ 感染症対応は、地震などの自然災害と異なり、状況が刻々と変化していくことから、どのタイミングで全社的な対応を開始するか、対策組織を立ち上げるかの判断が難しい。また、海外で発生した感染症が国内に流入してくるタイミングも定かではなく、感染の拡がるスピードについても予測が難しい。したがって、海外で感染症が発生した段階で情報収集・情報共有の体制を整え、全社的な対応に移行する準備を進め、当該国で感染が拡大し始めた時点または日本で感染者が発生した時点で全社的な対応を開始することが望ましい。

#### ◆ 対策組織の運営

- ・ 感染症対応は長期にわたるため、対策組織の運営は既存の会議体や組織を有効に 活用する。また、感染流行期など業務量がピークの時期のみ、事務局メンバーを 一時的に専従させるなど柔軟に運営する。
- ・対策組織の活動、会議の開催時には、リモートツールを積極的に活用する。リモートツールについては普段業務で使用しているものを活用し、リモートでの組織 運営方法については、マニュアル等を整備し、メンバーに周知しておく。

#### 2. 感染者発生国の駐在員の残留・帰国対応

海外各国において可能な限り円滑に事業を継続していくためには、現地に駐在員を残留させる必要がある。一方で、駐在員の人命・安全確保のため、帰国の選択を取らざるを得ない事態も想定される。ここでは、残留する駐在員に対する情報提供や物資支援を行った事例や、帰国判断、帰国時・帰国直後の従業員へのサポートに関する事例を紹介する。

#### ① 駐在員の残留に対するサポート

<参考事例>

- ・1月下旬頃、中国の現地法人からの要請に応じマスクを送付した。
- ・情報の少ない初動段階では、2002 年から 2003 年にかけて流行した SARS における取組事例やコンサルティング会社が提供する情報などを参考情報として提供した。
- ・各国駐在員との情報連携を緊密にするため、グループウエア上で掲示板を設置し、各駐在員から各国の行動規制等の状況報告や、各駐在員からの相談内容をリアルタイムで共有できるようにしたほか、本社側で各国の状況を取りまとめ週単位で情報を発信するようにした。また、国によっては建設業を止めない国もあり、オフィスと現場の就業状況に差が生じたこともあったため、掲示板上ではオフィスと現場の状況を分けて報告してもらうようにしていた。
- ・帯同家族については、駐在員の意向を踏まえつつ、帰国させるようにした。
- ・ 国際部門との間で、海外各国及び日本の新型コロナウイルス感染症の対応状況等 について常時情報を共有しつつ、駐在員に対しては安全確保(オフィスの3密回 避対策等)の対応について支援を実施。

#### <対応の考え方>

- ・ 医療体制が脆弱であるなど、駐在員の人命・安全の確保に懸念がある一方で、事業継続のために全駐在員を帰国させることが難しいことも想定される。こうした場合、感染予防のための備品の送付や情報提供などの支援を可能な限り実施し、駐在員の不安を払しょくするよう努める。
- ・駐在員との通信手段の確保、事業拠点との情報連携体制の確立、現地の感染症指 定医療機関の確認などを実施する。なお、駐在員への対応については、(一社) 日本渡航医学会・(公社)日本産業衛生学会が策定した「職域のための新型コロ ナウイルス感染症対策ガイド」7の内容も参照されたい。
- ・ 帯同家族については、駐在員の意向を踏まえることを前提としつつ、帰国を希望 する場合には速やかに帰国できるよう手配する。

#### ② 駐在員の帰国の考え方

#### <参考事例>

- ◆ 入国規制により駐在先の国に再入国できないリスクを回避するため、帰国させていないケース
  - ・ 医療体制がある程度整っており、かつ、再入国が難しそうな国については、できる限り現地に残留するように要請している。
  - ・ 駐在員に待機を指示、その上で希望者に限って帰国を認めている。
  - ・日本より現地のリモートワーク環境の整備が進んでいるため、現地に残留させ、 在宅勤務をさせている。
- ◆ 現地の医療体制や事業活動の状況を考慮して帰国を判断しているケース

<sup>7 2020</sup> 年 9 月末時点では、2020 年 8 月 11 日に公表された第 3 版が最新版である。

- ・ 現地政府による防疫対策などにより感染状況が安定、現地の医療体制も信頼性が 高いため、万一感染しても適切な治療を受けられると判断、残留させている。
- ・ 現地の防疫システムや感染状況、帰国時の感染リスクを考慮し、現地に留まった 方が安全と判断し、残留させている。
- ・ 医療体制が不安な国の駐在員は全員帰国させる一方、比較的医療体制がしっかり している国の駐在員は帰国させず、希望者のみ帰国を認めた。
- ・ 工事の状況や医療体制の状況を考慮して帰国要否を判断している。

#### ◆ 業務上の理由により帰国させていないケース

- 書類の原本・サインが必要なため現地に留まっている。
- ・取引先の駐在員が現地に残留しているため、帰国させられない。

#### ◆ 原則帰国させているケース

- ・ 世界的に感染が広がり始めた 3 月下旬以降、現地の医療体制や感染症危険情報の レベルに関係なく、特別な事情がない限り帰国させている。
- ◆ 原則希望者のみ帰国させているケース
  - ・ 帰国を希望した者は全員帰国させ、そうでない者は残留させている。(例外有)
- ◆ 外務省の感染症危険情報を参考に帰国を指示しているケース
  - ・ 外務省の渡航中止勧告 (レベル 3) の対象に指定された国 (イタリアやイランなど) の駐在員を一時帰国させた。

#### <対応の考え方>

- ・ 現地や日本における感染状況、日本外務省の感染症危険情報、現地の医療体制・ 生活水準、現地政府の感染症関連施策など、人命・安全の確保、現地への入国規 制、事業継続に関する規制などの観点から、国ごとに総合的に判断する。
- ・特に、現地の医療体制が不十分であるなど、従業員の人命・安全の確保に懸念がある場合は、原則帰国させることを検討する。また、重症化する可能性が高い者 (糖尿病や慢性呼吸器疾患等の基礎疾患を持つ者)については、早めに帰国させることを検討する。
- ・ 国際便の運航停止やロックダウンによる外出制限などにより、退避が難しくなる ことも想定されるため、退避を検討する際は、駐在員、外務省、各国の日本大使 館、現地の商工会等から情報を収集し、現地の状況や臨時便の運航などについて 逐次把握する。
- ・ 会社として退避指示をする場合は、退避にかかる費用(交通費等)を会社負担とすることも検討する。

#### ③ 駐在員の帰国直後のサポート

<参考事例>

- ・ 空港へ専用のバスを手配した。
- ・レンタカーを出して自宅などに送迎した。
- ・ 会社でホテルを確保、または従業員にホテルを確保してもらい、費用を会社が負担した。
- ・ 短期賃貸マンションを確保した。
- 駐在員や家族に自社の宿泊施設を準備した。
- ・ 最長2週間の特別休暇制度を創設し、自宅待機中などに取得できるようにした。

- ・帰国直後の従業員は、①帰国の次の日から数えて 14 日間、自宅や宿泊施設などで待機する必要があり、②移動手段についても公共交通機関の利用は控えるよう求められることが想定される 8ため、以下の対応策を検討しておく。
- ・ 待機場所を準備する。(費用負担含む)
- ・移動手段を手配する。
- ・ 海外から退避して日本へ帰国した後、再渡航するまでの期間が長期化した場合、 どのタイミングで国内勤務者と取り扱うのか、検討する必要がある。

#### 3. 海外からの資機材調達対応

海外において感染症が拡大し始めた場合、海外からの建設資材等の調達に影響が出ることが想定される。また、海外から輸入している製品の品質検査について、日本から従業員を現地に派遣して実施している場合、現地に出張させることができず、検査業務に支障をきたすことも想定される。今般の新型コロナウイルス感染症対応では、国内で代替品を調達した事例や調達可能時期を考慮して工程を変更した事例、検査を国内からリモートで実施した事例などが見られた。

#### <参考事例>

◆ 国内での代替調達や工程の変更により影響を最小化したケース

- 1月下旬頃から中国からの供給遅延に備え、国内で代替できるものは切り替える などの対策を講じた。
- ・ 資機材調達に支障をきたした場合は、以下の手順により対応していた。
  - ✓ 国内で海外品の在庫を入手できないか確認する。
  - ✓ 入手できない場合は、納期を確認の上、発注者及び設計事務所等に納期の遅れ及びそれによる工期の遅れの可否について確認する。
  - ✓ 工期の遅れが認められる場合は、当該資機材に関係しない工事を進めつつ、 工期への影響を最小限にして当該資機材の納入を待つ。
  - ✓ 工期遅れが認められない場合は、当該資機材に関係しない工事を進めつつ、 国内で入手可能な海外の類似製品または国内製の代替品で対応する。

<sup>8 2020</sup> 年 3 月 6 日付閣議了解「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた 更なる政府の取組について (検疫の強化)」で、中国・韓国から帰国した者について、日本人も含めて検疫所長が指定する場所 において 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとした。

- ◆ 輸入製品の品質検査に Web ツールを活用、国内に輸入した後に実施したケース
  - ・ 品質検査は日本からリモートで実施、または国内に輸入してから実施した。
  - ・メーカー側の従業員が現地に戻ってからは、メーカー側での品質検査を現地で実施し、自社による検査は国内に輸入されてから実施した。(海外出張はさせていない。)検査の結果不合格だったものは時間とコストはかかるものの、現地に返品している。

- ・ 特定の国からの供給割合が高い資機材や製品等がある場合は、その供給が滞ることで工期に影響が出ることを想定し、以下の事項を実施する。
  - ✓ ある国で感染が発生し、流行の兆しがある場合、その国から調達している資機材や製品等を確認し、供給遅れの可能性を早急に調査する。
  - ✓ (供給遅れにより工期に影響が出そうな場合)代替品の使用や工期の延長について発注者と協議する。
  - ✓ 国内を中心に代替調達を検討しつつ、必要に応じて工程の変更などを検討する。
- ・ 長期的な観点では、国内を始め、調達先を複数国に分散するなど、必要に応じて サプライチェーンの戦略を再検討する。
- ・ 出張制限により製品の品質検査を現地で実施できなくなることを想定し、リモートによる検査や輸入後の検査に切り替えられるよう、あらかじめ体制と検査手法等を検討する。

#### 4. 駐在員の再赴任

安全確保のため駐在員を一時的に日本に帰国させた場合、駐在員を現地へ再赴任させる タイミングを検討する必要がある。今般の対応では、外務省の感染症危険情報に加え、現 地における行動制限や取引先の状況などを考慮して再赴任させている事例が見られたほ か、外務省の感染症危険情報のレベル2以下になるまで再赴任させない事としている事例 も見られた。

#### <参考事例>

- ・ 工事が再開できるようになった国から日本人スタッフを再赴任させている。
- ・ 入国規制の有無や工事の状況、他社の動向、医療事情などを考慮して再赴任の可 否を判断する。
- 再赴任の判断を本部長(社長)権限に引き上げた。
- ・ 感染症危険情報のレベル 2 以下になった時点で、各国の現状等も考慮しつつ再赴任させる予定としている。
- ロックダウンや入国時のスクリーニングの解除後に再赴任させる。
- ・ 外国人の入国停止措置の解除後に再赴任させる。

- ・ 駐在員の現地への再赴任を判断するに当たっては、人命・安全確保の観点はもとより、現地における工事や取引先の状況も踏まえつつ、外務省の感染症危険情報のレベル、現地における感染状況、行動規制など、各種状況を考慮し、国ごとに総合的に判断する。
- ・ 再入国の際には、各国で必要な手続き、証明書などの書類が異なるため、各国の 大使館が発出する情報を必ず確認し、駐在員が入国の際に足止めされないように 手配する。
- ・ 入国後の措置(一定期間の隔離など)についても各国で異なるほか、日本における感染状況によっては措置が再強化される例もあり状況は流動的であるため、随時情報を収集する。

## (2) 国内発生期

#### 1. テレワーク

テレワークについては、人事上の制度や IT 機器、システム環境などの準備ができておらず、国等の要請に基づいて短期間で整備した事例が見られた。テレワーク実施率(出社率)については、建設業界は政府の方針に従って対応、緊急事態宣言解除後も一定程度取組みを継続していた。また、外勤ではテレワークは難しいとされているが、可能範囲で実施するようにしている事例も見られた。このほか、テレワークの運用に当たって様々な配慮や工夫を実施した事例が見受けられた。

#### <参考事例>

#### ● テレワークの導入

- ・ テレワークの運用に関する規則がなく、IT 環境も整備できていなかったため、 今般の事態を受けて整備を急いだ。
- ・ シンクライアントやモバイルルーターは準備してあり、妊娠中の従業員などのための在宅勤務制度は以前からあったものの、内勤の従業員全員を対象とすることは想定しておらず、急遽導入の準備を進めた。今後のために、VPN を全員分整備するとともに、在宅勤務に関する規則を策定し、本格導入の準備を進めている。
- ・ 在宅勤務の制度やシステム環境、IT 機器はすでにあったものの、全社で実施することは想定しなかったため整備を進めた。人事制度は運用しながら都度修正していく形で対応した。
- ・ テレワークに関する勤務規程などの社内規則は以前から制定していたが、IT ツールを追加整備する必要があったため、急遽準備を進めた。
- ・テレワークの本格的な導入に当たって、情報機器や紙資料を持ち出すことによる 情報漏洩リスクを低減するため、情報管理に関する遵守事項について周知した。 (例)
  - ✓ 業務情報を持ち出す場合は上長の許可を得る。

- ✓ パソコン等の ID、パスワードは厳重に管理する。
- ✓ 離席時はパソコンの画面がロックされていることを確認する。
- ✓ 会社支給の機器を私的に利用しない。
- ✓ 紙資料は施錠管理し、不要となった場合でも必ず会社に持ち帰って廃棄する。
- ・テレワークの本格的な導入に当たって、情報管理についてルールを整備し、徹底 した。例えば、紙資料(見積書や図面等)を持ち帰る場合は上長の許可を得るよ うにしたうえで、必ず会社に持ち帰って廃棄する(家では処分しない)ようにし た。
- ・ テレワークに関する規則は事前に整備しており、育児等の理由以外でも会社の承認を得ればテレワークできるようにしていたが、環境整備は追い付いていなかったため急遽進めることとなった。

#### ● テレワーク率(出社率)

- ◆ 政府方針に従って在宅勤務の実施方針や出社率を設定したケース
  - ・ 人との接触を最低7割、目標8割減少させるという政府方針に従い、緊急事態宣言発令時はテレワーク率を決めていた。
  - ・ 緊急事態宣言解除後は、可能な範囲でテレワークを実施するようにした。
  - ・ 緊急事態宣言解除後は、5割目標という基準を明示した。
- ◆ 出社割合の目安や在宅勤務の実施方針を地域ごとに設定したケース
  - ・ 緊急事態宣言の対象地域か否かで方針や出社割合の目安や方針を設定した。
  - ・ 緊急事態宣言の対象地域か否かに加え、自治体の要請や地域の社会情勢等を考慮 して出社割合を設定した。

#### ● 外勤の対応

- ・現場では、図面整備などの現場でなくてもできる業務を実施する従業員については在宅勤務で対応している。
- ・ 現場でも可能な限り在宅勤務を実施するとともに、従業員の人数によっては交代制をとって対応していた。

#### ● テレワークにおける工夫

- ◆ 同僚や上司とのコミュニケーションについて工夫しているケース
  - ・ 雑談用のウェブ会議を積極的に実施する、仕事の話をしない雑談の場を設ける。
  - オンラインによる飲み会や昼食会の費用を補助する。
  - ・ウェブ会議のカメラをオンにしてお互いの表情が見えるようにしている。
  - 「いいね」などのリアクションを積極的にするようにしている。

#### ◆ テレワークによる運動不足解消のための施策を講じているケース

・ 在宅勤務者でも参加できるように、トレーナーによる指導をウェブによるライブ 配信で実施するサービスを導入した。

- ◆ テレワークの環境整備のための手当てを支給しているケース
  - ・ テレワークの環境整備のための一時金を支給した。
  - ・ 光熱費や通信費を補助する手当てを創設した。
  - ・ 従業員だけでなく派遣社員も含めて通信手当を支給した。
- ◆ テレワーク環境下における人事評価の透明性を高めるために評価手法を変更した ケース
  - ・ 従業員が互いを評価する 360 度評価を導入した。
  - ・ 業務内容を詳細に規定し、その業務に対する成果で評価する。(ジョブ型)

現在、政府が呼びかけている「新しい生活様式」の「働き方の新しいスタイル」の実践例としてテレワークが挙げられており、新型コロナウイルス感染症が小康状態となった後も一定程度常態化していくものと考えられる。

他方、新型コロナウイルスの感染が再拡大した場合、または新たな感染症が発生 した場合などに、国等が再びテレワークを強く要請することも想定される。したがっ て、国等の要請に迅速かつ柔軟に対応できるよう以下の対策を講じておく必要がある。

- ◆ オフィス(内勤)における対応
  - ・ 出社率を具体的に想定(例えば、3 割、5 割、7 割)し、それぞれの場合における業務体制・人員配置、業務の運用ルールを検討する。
  - ・ 出社率の検討に当たっては、国の方針に従うことを原則とし、必要に応じて地域 ごとに感染状況や地方公共団体からの要請を考慮して設定する。
  - ・ テレワークの運用に当たっては、労務管理、人事評価、従業員間のコミュニケー ション、情報セキュリティなどに留意する。具体的には以下のとおり。
    - ✓ 労務管理については、労働基準法などの労働関係法令の遵守はもとより、例えば役職者等から時間外、休日などにおけるメールの送付の抑制や社内システムへのアクセス制限などの長時間労働対策を講じるなど、適切に運用していくことが求められる。
    - ✓ 人事評価については、目標管理制度に基づく成果主義にするなど、公平性が 担保されるようにする <sup>10</sup>。
    - ✓ 人との接触機会が減少するため、より意識的にコミュニケーションを取る。 具体的には以下の点に留意する。
      - お互いの状況や情報交換、意見交換を心掛け、部署・班・ラインなどの つながりを保つようにする。
      - 特に、仕事の進め方や締切などについては上司や同僚と必ず相談し、上司も部下に業務を指示する場合は、より丁寧に説明するよう心掛ける。

<sup>9</sup> テレワークにおける労務管理については、厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインへ情報 通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン〜」を参照されたい。

<sup>10</sup> テレワークの労務管理に関する Q&A なども参照されたい。https://telework.mhlw.go.jp/qa/category/qa1/

- 繁忙度が見えにくいため、業務を依頼しすぎないように注意する。
- 些細なこと(不安や相談)でも連絡しやすい環境を上司・管理職・同僚 が積極的に作る。
- オンラインのランチ会や懇親会など、業務コミュニケーションツールの 柔軟な利用を認める。
- ✓ 情報セキュリティ対策 <sup>11</sup>としては、業務で扱う情報資産の重要度に応じて、 テレワークにおける利用可否、利用する場合の取扱い方法を決めておく。

#### ◆ 建設現場(外勤)における対応

建設現場においては、基本的にテレワークを実施することは難しいが、国土 交通省や本会が作成した感染予防対策ガイドラインなどを参考に、建設現場にお ける3密回避対策を徹底するとともに、時差出勤やローテーション勤務などを活 用して、同時に現場に居合わせる人数を減らすようにする。

#### 2. 出張等の自粛

感染が流行している地域との往来(出張)の自粛や3密回避のため会議、イベントの開催を自粛する事例が見られた。

#### <参考事例>

- ◆ 出張について
  - ・ 出張については 3 月から制限をかけている。全国一律で、社内会議のための出張 は行わないにようにしている。
  - ・ 緊急事態宣言が発令された際は、対象都道府県を原則出張禁止とし、オンライン で会議ができない場合のみ出張可とした。8月末現在も原則自粛を継続している。

#### ◆ 会議等について

- 年内に予定されている行事・研修は、中止・延期・縮小することとした。
- ・参加者が 100 名を超える会議は原則延期とし、それ以下のものは Web で開催している。全国から参加者が集まるような会議も実施していない。
- ・8月末現在で、少人数(10人以下)の会議は3密回避を条件に実施可としており、 研修等の多くはWebで実施している。また、開催記録(誰が、どこで、いつ) を取っている。

#### <対応の考え方>

- ・ 出張や会議、イベントの開催など3 密になりやすい状況についてもテレワークと 同様、感染状況が深刻化した場合には、自粛を要請される可能性があることを想 定し、以下のような対策を講じる。
  - ✓ 出張自粛の要否の検討に当たっては、国の方針に従うことを原則とし、必要

<sup>11</sup> 総務省「テレワークセキュリティガイドライン第4版」には、情報通信技術面におけるセキュリティ対策やテレワークにおけるインシデント事例が紹介されている。

に応じて地域ごとに感染状況や地方公共団体からの要請を考慮して決定する。

- ✓ 会議・打合せは可能な限り Web (TV) で実施する。
- ✓ イベントの開催については、国の方針に従う。

#### 3. 感染予防の備品調達

今般の対応で、感染予防のための備品調達にて困難を極めた事例が複数見られた。また、 飛沫感染防止策としてパーティションやアクリル板の設置が推奨されたことを受け、その 調達に通常よりも時間とコストがかかった事例も見られた。

#### <参考事例>

- ・感染予防のための備品は原則、本社で一括購入した。
- ・マスクは10年前に調達した備蓄があったものの、最終的には追加購入した。
- ・ 2020 年 3 月頃を中心にマスク、消毒液、非接触型体温計の調達に苦労した。最終的にはいろいろ探し、単価は高かったものの購入することができた。
- 現在は、マスクなどは購入できるだけ購入し、余った分は備蓄するようにしている。
- マスクなどはグループ会社にも配布した。
- ・ 現場を含め感染対策の徹底を図るためにマスクや消毒液を調達しようとしたタイミングと、社会的に品不足に陥っている時期がかぶってしまったため、調達に苦労した。マスクについては、専門業者のみならずそれ以外の業者にも対応可能か問合せ、協力してもらった。
- ・ オフィスや現場に設置するパーティションやアクリル板は、設置する場所によってサイズや形状が異なることから調達部門が各作業所にヒアリングし、取りまとめて発注・配送を行っていたため、事務作業が大変だった。
- ・ 従業員には当初 1 人 25 枚ずつマスクを配布していたが、50 枚入りのセットから 衛生面に配慮しながら取り分けて渡す方法を検討する必要があり、苦労した。
- ・ 緊急事態宣言の前の時期はマスクや消毒液などが高くて買えず、結果として全作 業員に配布できたのは5月中旬頃になった。

#### <対応の考え方>

- ・マスクや消毒液などの感染予防のための備品は、感染拡大により調達困難となる 可能性があるため、事前に必要相当数を備蓄しておく。なお、消毒液は長期間保 管した場合品質が劣化する可能性があるため、有効期限等に注意し、適時に更新 する。
- ・ 感染予防のための備品については、2010 年版ガイドライン 3-3 (3) 企業内備蓄に記載があるが、非接触型体温計やパーティション・アクリル板など新たに必要であることがわかった備品が複数ある。付属資料 (2010 年版ガイドライン第3章追補版) を参照されたい。

#### 4. 作業所における対応

各種感染予防対策ガイドラインなどを踏まえ、支店から各作業所に対して感染予防策などに関する実施方針を発出し、協力会社に対して、感染予防策や体調不良者への対応等について示すとともにチェックリスト等による従業員等の健康管理の実施、ポスター等による感染防止策の徹底の呼び掛けなどを行っている事例が見られた。また、感染予防策について、支店幹部が各作業所を巡回して指導した例も見られた。

#### <参考事例>

- ◆ 作業所で実施された感染予防策例
  - 通勤時
    - ✓ 毎朝体温をチェックし、体調不良の者、風邪症状のある者は出勤しない。
    - ✓ 通勤車両に複数名乗車する場合は、極力窓を開けて換気を実施する。
    - ✓ 車通勤へ変更した者は継続して車通勤を実施する。
    - ✓ 電車通勤の職員は、勤務時間の繰上・繰下による時差出勤を実施する。
  - 手洗い・うがい、消毒等
    - ✓ 石鹸による手洗い、消毒液の使用を徹底する。
    - ✓ ドアノブに除菌テープを装着する。
    - ✓ 詰所には消毒薬を配置する。

#### ◆ 朝礼、昼礼、夕礼

- ・ ラジオ体操は 2m 以上の間隔を確保して行い、朝礼も 2m の間隔を維持したままで行う。
- ・2m以上の間隔が確保できない場合は、1次安全衛生責任者のみで朝礼を実施後、 作業ごとに複数の場所に分かれて、1次安全衛生責任者から2次以下の全作業員 に周知する。
- ・ KY 活動は、朝礼会場または作業場所で、2m 以上の間隔を確保した上で行う。
- ・ 昼礼、夕礼等も間隔をあけ、マスク着用、手指の消毒の実施等の対策を行った上で実施する。

#### ◆ 現場作業(事務所・詰所等を含む)

- 事務所、詰所内のレイアウトをスクール形式などに変更する。
- 手洗い所(シンクやタンク)を増設する。
- ・ 執務室は1時間に2回換気する。
- ・ 執務室の向かい合わせの席間に透明シート・板を設置する。
- ・ 毎朝の作業員人数の報告(発注者事務所へのホワイトボードへの書込み)は、メ ール等で発注者へ連絡し、代筆してもらう。
- ・ 作業中や新規入場者教育時は、職員、作業員とも密接状態にならないように努め る。
- ・ 専門工事業者に対し、入場前の検温実施を徹底する。

- ・ 作業員は指定された詰所のみ使用し、他の詰所への移動はしない。
- ・ 事務所のゾーニングにより、出入り口、打合せ場所を限定し、事務所室内の移動 を制限する。
- ・ 作業員のマスクは原則着用とするが、熱中症のおそれがある場合(警戒以上)に は、できるだけ身体的距離を確保して非着用またはマウスシールド等を着用する。
- ・ 現場の確認や検査等については、ウエアラブルカメラを装着した現場の従業員が、 監督員などの指示に従って現場を動画撮影し、監督員は現場に出向かずに事務所 で動画を確認する。(情報通信技術(ICT) 導入による遠隔臨場)

#### ♦ 休憩時

- ・ 休憩や昼食は時差で取得する等、一斉に行わないようにする。また、通勤車両を 活用して休憩所の密集状態の回避に努める。
- ・ 休憩所や通勤車両で休憩する場合は、極力窓を開けて換気を行うのに加え、マスクを着用し、可能な限り「3 密」を回避する。
- ・昼食は自席で取る。
- ・ 喫煙所は人数制限を設ける。

#### ♦ 打合せ、出張

- ・ 工事打合せ、夕礼、業者打合せ等の会議体は、開催を必要最低限とし、また出席 者は必要最小限とする。
- ・ 会議体への出席者は必ずマスクを着用するのに加え、室内の換気、出席者の間隔 の確保を徹底することにより、「3 密」を回避する。
- ・ 業務の都合上、やむを得ず東京方面へ出張した所員については、出張後1週間は 在宅勤務などを活用し、現場の入場を控える。
- ・ 発注者事務所へ行く場合は、必ずマスクを着用し、出入り口で手指消毒を実施する。
- ・ 発注者事務所を訪問する場合は、1階より電話連絡し、安易に2階へ立ち入らないようにする。
- ・本社、支店幹部の現場の入場を控える。(ただし、技術支援など作業所運営に不可欠な目的で来場させる場合は、支店スタッフ社員の中から限定し、来場前の健康状態の確認を徹底する。)

#### ◆ 災害防止協議会

- ・ 当面の間、書面開催とする。書面参加者からの意見等については、検討の上、議事録に記載する。更に重要な事項については、朝礼等で全作業員に周知する。
- ・ ミニ災害防止協議会については、1次事業主から2次以降の専門工事業者へ書面にて周知し、1次事業主は各社が「3密」を回避して開催した周知記録を回収し、 当社に提出する。
- ・ 通常開催とするが、陸上、海上を別々で行い、会議室収容人数の半分程度以下で 行う。

#### ◆ 事業主パトロール

- ・ 重篤な災害防止のために目的を絞って実施する。
- ・ 作業所長との面談は、短時間かつ「3 密」を回避して実施する。

#### ♦ その他

- ・ 工事事務所の感染予防策について、支店幹部による巡回指導を実施する。
- ・ 不要不急の外出はしない。都道府県をまたいだ移動は可とするが、感染が拡大している地域への移動はやむ得ない場合を除き極力控え、所長に必ず事前に報告をすること。なお、帰省は対象外とする。
- ・ 発注者との飲食を伴う夜間の会合は可とするが、接待を伴う飲食店の利用は自粛する。社内飲食は禁止とする。

・ 事例 1 現場における体調不良者への対応

【2020年3月から使用】

[工事関係者へ開示可] 2020. 5. 11 改訂

# 新型コロナウイルス 現場における体調不良者への対策

# 体調不良時に仕事をしない・させない

# ①朝礼で毎朝の検温を繰り返し周知

- ・「毎朝、自宅で、『体温測定』し、記録してください。」
- 「発熱などの症状があれば、仕事を休み、職長等へ連絡のうえ、最寄りの病院や 診療所を受診してください。」 →④へ

# ②作業前のことで職長が体調確認

- ・職長は職人へ「発熱・咳・体のだるさはないか」を毎日の作業前に聞く。
- ・体調不良者を発見したら、業務をさせず、すぐに社員へ知らせる。

# ③体調不良者がいたら検温

- 社員は、体調に不安を感じる人に、検温を実施する。
- ・体温計は額に向けて測る非接触型を備えるのが望ましい。調達できず接触型(脇に挟む等)の体温計を使う場合は、使用後に消毒または石鹸洗浄を行う。
- 可能であれば、他の人から離れた検温部屋(場所)を設けることが望ましい。

# ④発熱が判明したら受診

- ・発熱や咳など風邪のような症状がみられる場合は、最寄りの病院・診療所を受診する。(他人に感染させぬようマスク着用のこと)
- ・受診の際は、コロナ検査の要否に関する医師の判断と行動指示を確認する。
- ・これら対応は本人任せにはせず、職長等が一緒に確認しながらフォローする。

# ⑤コロナ検査を受けたら報告

- ・コロナ検査を受診した際には、仮に結果判明が翌日以降と言われた場合でも、 速やかに 社員に報告する。(職長等が確実にフォローする)

」を参照

以上

## <チェックリスト例>

- ◆ 職員健康状態のチェックリスト
  - ・ 事例 2 総括表 【2020年5月から使用】

0			#	作業開始前		健康管理チュ	ェック表		1+5.	111	(コロナウィルス初期症状、		松配・松	集場所	下への	立入り	羅認	密集場所への立入り確認を追加)	<u>.</u>			
	作業日時 : 令和	#	Щ	О В					•	一次業者名												
	作業責任者:									二次業者名												
									I													
			na.	血圧・体) (作業開始)	明女・田然里)	由圧・体温 (作業再開前)	体調 (超型)						作業開始前	作業開始前(宿舎出発時)	発時)						作業	作業終了時
No	矾	第 一次 - 1	2 年	4	歩	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	典	睡眠は良く とれたか (	鉄酒により 二日酔い等 の体調不良 は無いか	朝食の有無	発熱の有無	下角の有無	吐き気有無	のどの権み 戦・体のだるさ (国形に似た症 状)	朱	密閣・密集編所 への立入り (14日以内)	業馬	***** *******	華水	編 認 整	体調確認	職職院
-		0		ı		ž		@¥ ₩□	απ, Κα	有無	有無	4 無	か 無	有無	有無	有無	0	0			既	
2				1		ı		60X K0	60K	中無	中無	中	中無	有無	有無	有無					65X	
es				,		ł		@X ₩□	@X ₩□	一一無	中無	中無	一種	有無	中無	中無					既	
7				-		~		员	既	有無	有無	有無	有無	有 無	有無	有無					良 否	
5				1		ł		60% K(a	60% K(1)	有無	<b>一</b>	中無	中無	有無	有無	有無					65% Ka	
9				,		ł		60X K0	65X KD	中無	中無	中無	中無	有無	有無	有無					⊕3. K⊕	
7				1		ž		@X ₩0	取	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無					既	
∞				1		ł		00¥ K□	00X K□	有無	4 無	有無	<b>一</b>	有無	有無	有無					⊕7. K□	
6						ł		ang Ka	90K	有無	有無	中無	<b>一种</b>	有無	有無	有無					90K Ko	
10				1		ì		@X ₩□	@X ₩□	中無	中無	有無	中無	有無	有無	有無					包式	
Ξ				ı		ě		既	@X K□	有無	有無	有無	<b>一</b>	有無	有無	有無					既	
12				1		ı		60X K0	00X K⊕	有無	中無	中無	中無	有無	有無	有無					65% Kin	
13				ı		ì		(E)	60X	中無	中無	仲無	仲	中無	有無	中無					⊕X ₩□	
14				ı		2		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	员	有無	有無	有無	有無	有 無	有無	有無					良	
15				1		ł		60X Ka	00% K⊕	有無	<b>一</b>	中無	中無	有無	有無	有無					65% Ka	
	1. 作業開始前 職長は	ま上記の項目	を確認し	異常がな	ければ確認	戦長は上記の項目を確認し、異常がなければ確認欄ヘサインをする	¥ 8°															
	体調子	体調不良者が確認された場合は、	8された場	計は、 音野	'監理技術者	音野監理技術者 090-4071-5967に報告する	367に報告す	ること。				適正配置が行われてますか?	行われてき	(4)								
	2. 朝礼時 異常力	異常がなければ確認欄ヘサインをし元請こ	観響へも	インをし記	計工事担当	工事担当者の確認を受ける	\$1750					<b>具合が悪くなったら、無理をせず、すぐ</b> に申し出てください。	なったら、	無理をせ	₹. <del>†</del> !</td <td>5申し出て</td> <td>くださ</td> <td>۲,</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	5申し出て	くださ	۲,				
	問題7	問題がある場合は、音野監理技術者および	1、苦野監	理技術者お	よび担当が、	/担当グループ長へ報告するこ	きすること	0			_	職員、職長	職長は、現場巡視時、健康声掛けを行いま	《视時、健	康声掛け?	を行いまし	しょう。					
	3 作業終了後、職長は、大成建設事務所に提出すること	ま、大成建設	5事務所に	提出するこ	رد						J											
	<ol> <li>後さ打ちでアルコールチェックを行います。</li> <li>下配数当地域、または密閉・密集・配体指揮所への立入りがあった場合、(東京都・大阪府・北海道・黎知県・千葉県、兵原県・徐奈川県・埼玉県(遊技場・カラガケ・ナイノハウス・屋内コンナト会場・キャパクラ・(遊技場・カラガケ・ナイノハウス・屋内コンナト会場・キャパクラ・</li> </ol>	ールチェック たは密閉・経 ・北海道・選 ・・ライブバ	7を行いま 8集・密接 8知県・干 7ウス・屋	5す。 長な場所への :葉県・兵庫 !内コンサー	立入りがあ 県・神奈川 ト会場・キ	入りがあった場合、備表欄に記入してください。 は、神奈川県・埼玉県・京都府・新潟県) 会場・キャパクラ・接待飲食店等)	諸者欄に記入 京都府・新 済飲食店等	してくださ 湯県)	ů													
	※感染対策に大切な情報です、ご協力よろしくお願い申し	報です、ご協	名力よろし	、くお願い申	し上げます。																	
	また職長、班長は作業員の体調変化に注意していて下さい。	員の体調変化	一種状じ3	、ていて下き		異常や急変が見られた場合は、夜中であっても大成建設端員へ連絡すること。	た場合は、	夜中であっ	ても大成建	設職員へ通	1条すること	.11										

・ 事例 3 個別シート 【2020年5月から使用】

	新型コロナウ	ウイルスチェ・	ック表					
	現場名	001	 事					
	記入日 2020 年 月	В						
	会社名	氏名						
1.	現在及び最近2週間の健康状態について、各質問に対し	.最も当てはまる項!	目の口にレを付けてくだる	ž().				
1	最近2週間以内に37.5度以上の発熱があった。	□ ない		□ あった				
2	最近2週間以内に風邪の症状があった。	□ ない		□ あった				
3	最近2週間以内に37.0度以上37.5度未満の発熱があった	た。 □ ない		□ あった				
4	最近2週間以内に感染者と接触する機会があった。	□ ない		□ あった				
5	5 最近2週間以内に海外から帰国した。 □ ない □ あった							
6	PCR検査を受けた方と接触する機会があった。	□ ない		□ あった				
7	現在、咳がでる	□ない	□ 時々ある	□ ಹる				
8	現在、風邪の症状がある。	□ ない	□ 時々ある	□ ಹる				
9	現在、倦怠感がある。	□ ない	□ 時々ある	□ ある				
2.	健康状態について、気になることがあったら、どんなこと	でも構いませんので	記入してください。					
3.	感染防止のための行動原則  <感染防止のための行動原則>を遵守ください。  ・健康な状態で業務に就く  ・打合せ等の密集時はマスクを着用し、可能な限り2m以  ・手洗い、消毒を徹底し、互いの身体の接触を避ける	<b>人上の距離を取り、</b> 5	対面を避ける					

## ◆ 作業所環境

・ 事例 4 作業所等の対策確認のためのチェックリスト【2020年7月から使用】

#### 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

		項目	確認
1.	感染	防止のための基本的な対策	
	(1	) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
		・人との間隔は、できるだけ2m (最低1m) 空ける	
		・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける	
		・マスクは、通勤途上では必ず着用し、業務中も原則着用する	
		(ただし、感染予防と熱中症予防の両立に必要な場合、現場作業時にはマスクを外すことも可とする。マスクを 外しての作業中に人と会話するときは、間隔を2m(最低1m)確保するか、一時的にマスクを着用するなど臨	
		がしての行業中に入る芸品するとさは、同勝を2m(最低1m)権味するが、一時的にマスノを雇用するなど職機応変に行動すること)	
		・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒業の使用も可)	
	(2	)三つの密の回避等の徹底	
		・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する	
		・こまめな換気を行う	
	(3	)日常的な健康状態の確認	
		・出動前に体温を確認する	
		・出社時等に体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認する	
		・行動履歴(いつ、どこで、誰々となにをした)を手帳やスマホに残す	
	(4	)情報の収集	
		・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集する	
		・接触確認アプリ「COCOA」をインストールする	
2.	感染	防止のための具体的な対策	
	(1	)多くの人が密集する場所の改善	
		・詰所は作業員数に対して十分な面積になるよう、できるだけ「増設」する	
		・詰所のイスを通常より減らす。対面での食事・会話をしないテーブル配置にする	
		・詰所内の滞在人数を減らすため、出勤・休憩・昼食等の「時間差利用」を行う	
		・時間差で行う朝礼やTBMの場所も、人と人の関隔を確保できるようにする	
	(2	)体調不良時の対応	
		・本人または家族などの同居人に、37.0度以上の発熱や強いだるさ・息苦しさなど感染が疑われる症状が見られ	
		た場合には、出社を自粛する	
		・発熱して解熱した場合も、念のため2 日間出社しない	
	(3	)飲食店等の利用	
		・対面で1mの距離がなく、アクリル板等の飛沫対策もない飲食店では、マスクを外して会話しない	
		<ul><li>いわゆる「夜の街」と報道されている店は会話が目的でもあり、また飲食でマスクを外すことから、上記の 飛沫防止対策がなければ利用しない(消毒液の設置だけでは不十分)</li></ul>	
3.	新型	コロナウィルスの陽性者や濃厚接触者がでた場合等の対応	
		・PCR検査を受検すると判明した場合、または陽性と判明した場合は、協力会社は速やかに元請に連絡する。	
		元請は工事事務所から支店管理部を通じて、総務部へ連絡する。	
		・濃厚接触者として、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合も同様に連絡する	
		・厳場の消害等が必要になった場合の対応について事前に検討を行う	

#### 事例 5 作業船での対策確認のためのチェックリスト【2020年4月から使用】

#### 新型コロナ対策感染防止対策の強化に向けた現場対応について 「現場 工事事務所」「作業船」 点検表 現場名or作業船名: 作業船所有会社: 支店確認日: 月 $\Box$ 支店確認者: 分類 実施している事項 出勤前に事前に体温を測ること。 通 (現場入場者について自己申告による体温の記録) # 2. 作業員の出勤については、時間帯をずらした 通 出勤とし、朝礼も複数回実施する。 3. 朝礼については、職長及び安全衛生責任者のみを # 参加させる形で行い、その後に行う体操・KY活動に ついては、グループ毎に2m以上の間隔をとる。 4. 作業員の休憩及び昼食については、一斉に全員で 休憩をとらず、時間帯を変える。 通 (ただし、個別にハウス等が確保され、人の集中が 発生しない場合はこの限りではない) 5. 昼の打合せ・夕礼等の職長及び安全衛生責任者の # 打合せについては、複数回数開催など人数を最少化 通 し、かつ2m以上の間隔をとること。 | 6. 安全衛生協議会の開催は、1次業者担当者(1名)に 限るなど概ね10名以下での複数回開催とし、2次以下 通 の業者へは議事録を使用し周知記録を回収すること。 # 7. その他、打合せ等の際は「3 密」を回避し、換気を 徹底すること。 诵 8. 工事事務所の職員執務スペースは、密閉・密接・密集 が揃わぬよう、席の配置見直しを行うこと。向かい合わ せにならないようスクール型や、向かい合わせでも位 務 置をずらしたスタガード配置に変更する。そして、窓開 所 け換気、近接時のマスク着用、常時室内人数の最小 化、を実施すること。 8. 船舶作業工事においては、作業船の居住環境を確認 し、3密を回避する工夫を講すること。(特に食事時間 作 はずらし、向かい合わせに座らず、1テーブルに一人 の適性人数とする) 船 また、船内居住者の体調管理を徹底するとともに、休 日の報連相体制も備えること。 職員・作業員の人数、コメントについて

#### <各職員向けの周知のためのポスター等の事例>

- ♦ 感染予防策全般
  - ・ 事例 6 職員各人に配布する感染対策文書 【2020年4月から使用】

# 現場コロナ対策の強化

(改訂版: 感染予防と熱中症予防の両立

#### ①マスクの着用(ただし、感染予防と熱中症予防の 両立のため作業中にマスクを外すことも可)

- ・マスクは、通勤途上では必ず着用し、現場内では原則着用する。
- ・マスクは市販のマスクに限らず、政府配布の布マスク、手作りマスク、 スカーフ、フェイスシールドなど、飛沫拡散防止になるものならよい。
- ・感染予防と熱中症予防の両立に必要な場合、**現場作業時にはマスクを外すこと** も可とする。(外したマスクはビニール袋やロッカーに保管する。)
- ・マスクを外しての作業中に人と会話するときは、間隔を2m(最低1m)確保するか、一時的にマスクを着用するなど臨機応変に行動する。
- 高温多湿環境でマスクをして作業するときは、体内に熱がこもりやすく、また 脱木状態に気づきにくいため、小まめな水分補給や休憩など熱中症対策を例年 以上に徹底して行う。

#### ②通勤は混雑回避・間隔広く・会話しない

- ・通勤中、歩道に工事関係者が密集し地域の方が歩けないような状況は避ける。
- ・通勤中、仲間や他人との間隔を広く空ける。(できるだけ2m、最低1m)
- ・通勤中、マスクは必ず着用し、また仲間と不要不急の会話をしない。
- ・第三者の目も意識し、通勤中マスク着用でも「密集」に見える行動はしない。
- ・公共交通機関以外の感染リスクが低い通勤手段も検討する。

#### ③入場前に検温し体調不良時は入場しない

- ・現場入場者全員の毎日の検温を徹底する。(非接触体温計やサーモグラフィ)
- ・37.0 度以上ある場合や風邪等の症状がある場合は入場しない、させない。
- 発熱者が出た場合、感染の疑いがある者として、適切にフォローする。

#### ④手洗い・3密回避ほか感染防止策を徹底

- ・「手洗い」を、より小まめに行う。(30 秒程度かけ水と石鹸で。消毒液も可。)
- ・朝礼の時間差・分散実施。(人の間隔を空ける。不要な発声をさせない。)
- ・<u>TBMの時間差・分散実施</u>。(人の問隔を空ける。不要な発声をさせない。)
- ・エレベータ等などの現場内移動時は、不要な会話をしない。
- ・作業中も、密閉・密集・密接といった「3つの密」を徹底して避ける。
- ・現場外で団体と見られる行動をしない。(近隣のコンビニが大勢の現場関係者で 混雑する状況は、時間分散、まとめ買い、昼食持参等で解消する。)

## 既に感染者かもしれません! ~周囲への影響を少なくするために~

#### (1) 体調不良時は絶対に出社しない(仕事中に自覚したらすぐ帰る)

- ・あなたが発熱や強い倦怠感、息苦しさ等がありながら出社すると、後に検査 で陽性とわかったとき、「感染した可能性の高い人」が大勢になっています。
  - →あなたの無理な出社は、命の危険にさらされる人を増やします。
- →仮に周囲の人たちがあなたから感染していないとしても、大勢の人が濃厚接触者として2週間の自宅待機を強いられます。
- →仮に接触者が少ないとしても、あなたが触れた様々な所を消毒するため、 現場や職場が閉鎖となるかもしれません。
- →このような影響は、自社にとどまらず、他社の関係者にも及びます。 ・たとえ仕事が忙しくても、工程に余裕がなくても、体調不良時は絶対に出社 せず、上の人に連絡してください。

#### (2)発熱して解熱した場合も、念のため2日間出社しない

・37.0度以上の発熱で休業し、PCR検査を受けるに至らず解熱した場合も、念のため、平熱で2日を経過するまで出社しないでください。

#### (3) 毎朝の検温と記録を必須とし、体調不良の目安は37.0度とする

あなたは自分の体調不良に気づいていないかもしれません。気づくため毎朝の検温と記録を必ず実施し、求められたら見せられるようにしてください。
 自分の平熱よりも高く「37.0度」以上に上がったら、体調不良としてくださ

#### (4)常時マスクを着用する

- 無症状(発熱前)であっても他の人に感染させる可能性があります。あなたが自分の感染に気づかず仕事をしているかもしれません。当然「密室、密集、密接」は最大限に避けるとしても、会話をゼロにすることは困難です。
- しかしマスクを着用していれば、上記(1)のような影響を少なくできる可能性があります。常時マスクを着用してください。

#### (5) 自分の行動履歴はわかるようにしておく

- 検査で陽性となると保健所や勤務先等から行動履歴を聞かれます。これは濃厚接触者や消毒の範囲を決めるためです。
- ・「いつ、どこで、誰々と、何をした」など、自分の行動を後日書けるように、 日頃から手帳やスマホに記録してください。
- ・必要となる行動履歴の期間は、「発症の2週間前から現在まで」です。
- ・陽性とわかってからでは遅いので、体調不良で休みだしたら、行動履歴を作 り始めてください。

事例7 対策を呼びかけるポスター 【2020年6月から使用】



### ◆ 検温

事例8 検温を呼びかけるポスター 【2020年7月から使用】





①PCモニターの青い枠内に収まるよう お立ちください。



③アラート通知が出た方は、 受付システムにて訪問予定者へ 報告してください。



②発熱者(設定温度37.0℃以上)を 検知した際は、光と音でアラート 通知します。



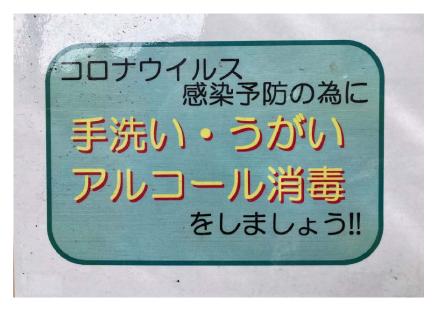
④訪問先担当者が再度検温いたします。 再検温の結果、体調確認内容により 面会をご遠慮いただく場合が ございます。

#### ◆ 手洗い等

・ 事例 9 手洗い・うがい・消毒をよびかけるポスター 【2020年4月から使用】







#### ♦ マスク

事例 10 マスク着用を呼びかけるポスター
 上【2020年4月から使用】 下【2020年6月から使用】





#### ◆ トイレの使用法

・ 事例 11 トイレ使用時の注意をよびかけるポスター 【2020 年 4 月から使用】







### ◆ ワッペンによる周知事例

· 事例 12 ワッペンの配布による周知促進事例 【2020 年 6 月から使用】



- ◆ 休憩室・喫煙室・打合せ室等密となりやすい空間への対応
  - ・ 事例 13 喫煙室・休憩室の使用用法の周知ポスター
  - 上 【2020年4月から使用】 下 【2020年6月から使用】





# 喫煙所 新 ルール

- ・長居をしない(スマホゲーム禁止)
- ・隣の人と間隔をあける
- ・・・以外には座らない
- ・人が多いときは時間をずらす
- ・綺麗に使う(吸い殻は灰皿、ごみを捨ててかない)

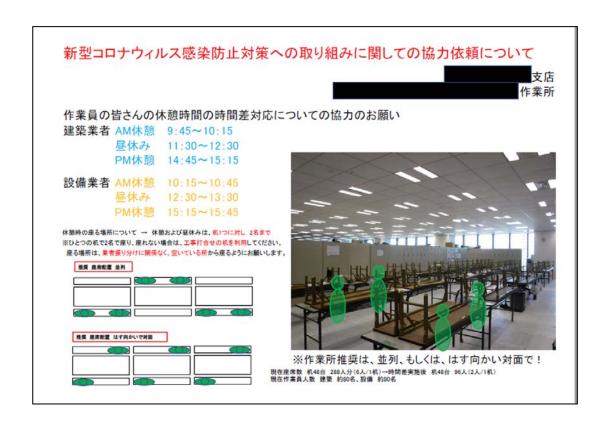
事例 13 喫煙室・休憩室の使用用法の周知ポスター(続き)【2020 年 6 月から使用】

新型コロナウイルス対策のため当面の間、

# 喫煙室利用は

# 同時に 3~4人まで

といたします。



#### ◇ 掲示場所

・ 事例 14 作業所各所への掲示例 【2020年5月から使用】



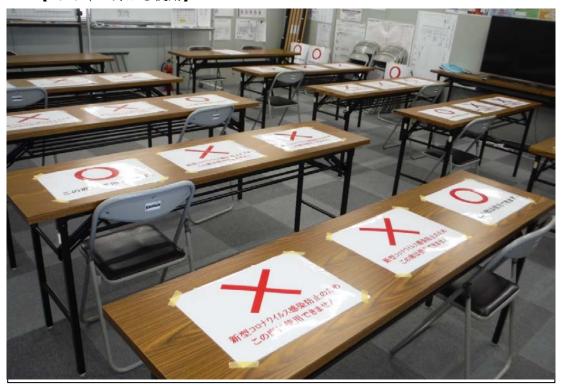






#### <環境整備例>

・ 事例 15 打合せスペース、休憩室のレイアウト、離隔確保例 【2020 年 4 月から使用】





58

#### ・ 事例 16 導入機器の事例(マスク殺菌機器)【2020年4月から使用】



#### <対応の考え方>

- ・ 各種感染予防対策ガイドラインや上記の実施例も参考に、作業所全体及び作業員 一人一人に対して感染予防策を周知・徹底する。
- ・ 作業員の健康状態や作業所における感染予防策のチェックリストなどを作成する。
- ・ 作業所のあらゆる場所において、感染予防策の周知・徹底のためのポスターを掲示する。
- ・ 支店の従業員等による作業所等の巡回を実施し、感染予防策の実施状況の確認、 必要な是正指示を行う。
- ・ 技術開発や情報通信技術 (ICT) の導入による遠隔臨場 12の実施など、密を避ける工夫を行う。

<sup>12</sup> 遠隔臨場については、2020 年 3 月に国土交通省大臣官房技術調査課が「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査 試行要領(案)」を公表している。https://www.mlit.go.jp/tec/content/001343446.pdf また。国土交通省は「ICT の全面的な活用(ICT + T)」等の施策を建設規場に違えすることによって、建設生産システ

また、国土交通省は、「ICT の全面的な活用(ICT 土工)」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組である「i-Construction(アイ・コンストラクション)」を進めている。https://www.mlit.go.jp/tec/i-construction/index.html

#### 5. 工事の継続・停止の判断

建設業は感染症流行時においても、社会生活維持の観点から継続することが求められた。 しかし、今般の新型コロナウイルス感染症対応では、社会全体や建設業界内における「感染状況」、緊急事態宣言の発令などの社会情勢を踏まえ、一斉に一定期間工事を停止したケースが見られた。

#### <参考事例>

- ◆ 緊急事態宣言発令を受けて工事を停止させたケース
  - ・4月7日の緊急事態宣言発令を受け、従業員等の安全と健康を考慮し、感染拡大・ 医療崩壊防止の観点から、発令された地域の施工中の現場について、発注者と協 議の上、工事中止・現場閉所することを基本方針とした。
- ◆ 緊急事態宣言発令のほか、感染者数の推移等も踏まえて工事を停止させたケース
  - ・ 感染者数の増加や影響の深刻化を踏まえ、従業員等の身体、生命の安全を守ることを最優先し、緊急事態宣言の対象地域の工事について、施工停止を前提に発注者と協議することとした。
  - ・緊急事態宣言以降、発注者・協力会社等と適宜協議を進めた結果、感染状況が一段と厳しさを増す状況に鑑み、感染拡大防止及び従業員等の健康と安全を確保するため、対象地域で施工中の作業所をお客様と協議の上、原則閉所する方針とした。
  - ・ 感染拡大が続いている状況及び国や地方自治体の要請等を踏まえ、感染拡大防止 と従業員等の健康と安全確保を目的に、「緊急事態宣言」の発令に基づき、全国 で施工中の作業所についてお客様と十分に協議を行い、理解を得た上で、協力会 社との協議が整った時点から期限を定め、原則閉所する方針とした。
  - ・緊急事態宣言の発令に加え、従業員の中で感染者が発生した状況を踏まえ、従業員の生命・安全を最優先事項と考え、またこの感染症の拡大阻止の一層の強化を図るため、緊急事態宣言の対象地域に所在する作業所については原則閉所する方針とした。

#### ◆ 原則工事を継続したケース

- ・ 各現場の感染防止策を徹底した上で、社会的責任を果たす観点から、発注者から 個別の要請がない限り、工事を継続することとした。
- ・ ゴールデンウイーク期間のみ、感染防止策を再確認すること、従業員等を休ませることを目的に休止したが、それ以外の期間は原則継続した。

#### <対応の考え方>

- ・ 工事の継続・停止の判断に当たっては、以下の観点を考慮する。
  - ✓ 従業員等の生命・安全の確保
  - ✓ 発注者の意向

- ✓ 協力会社、現場の作業員の意向
- ✓ 社会情勢(感染者数の推移や緊急事態宣言の発令)
- ✓ 感染拡大・医療崩壊防止などの社会的要請
- ・特に、感染症が流行し始めた段階では、当該感染症の特徴や感染予防策などが判明していない場合、または各作業所で感染予防策を講じるために一定期間を要する場合など、感染予防策が徹底できないことが想定される。今般の感染予防対応において、感染者発生による事業(工事)停止が発生しないようにするために、感染予防策を再度徹底させるための期間、工事を停止したケースがあった。今後も今般の対応も参考にしつつ、上記観点を踏まえて判断する。
- 工事を停止する事態に備え、工事を停止する際の対応事項(発注者との調整や協力会社・作業員に対する停止期間中の補償、問合せ対応等)についてもあらかじめ確認しておくことが望ましい。

## (3) 社内感染者発生時

#### 1. 初動対応

社内で感染疑い者、または感染者が発生した場合、社内関係者への連絡、濃厚接触者の調査、消毒作業などについて保健所と連携するなどの初動対応が必要となる。今般の対応を受けて、感染疑い者や感染者が発生した場合でも迅速に対応し、速やかに業務を再開できるように新たに初動対応マニュアルを整備した事例が見られた。

#### <参考事例>

◆ 初動対応の流れの例

感染疑い者、感染者が発生した場合の本社、現場における対応手順をマニュアル として整備した事例を以下に示す。

- ・本社における対応
  - (1) 従業員が PCR 検査を受診したとき
    - ① PCR 受検者発生の報告(休日等問わず)
    - ② 社内関係者とのオンライン上の連絡窓口の開設
    - ③ 本人の状況確認(本人の体調・居所、同居家族の状況、受診した病院・保健所等)
    - ④ 本人の行動履歴の確認 (発症前2週間の行動を優先)
    - ⑤ 感染が確定した場合における社外への公表の検討(発注者と事前に 協議)
  - (2) PCR 検査結果が陽性(感染確定)と判明したとき
    - ① 保健所からの指示事項の確認
    - ② 感染者への支援(近傍にご家族がいない場合など)
    - ③ 消毒の手配・実施
    - ④ 社内の濃厚接触者への指示

- ⑤ 濃厚接触者以外の従業員への指示
- ⑥ 発注者や設計事務所等、顧客への説明
- 現場における対応(現場内に感染者がいたと報告を受けた元請社員の対応)
  - ① 最寄りの保健所への連絡、現場対応に関する指示事項の確認
  - ② 支店総務部署を通じて本社へ報告
  - ③ 当該現場への入退場の一時封鎖
  - ④ 現場内への状況説明と以下の事項を指示
    - ✓ 作業中の安全を確保すること
    - ✓ 他人との近接をできるだけ避けること
    - ✓ 現場名や写真等の工事情報をネットに投稿しないこと
  - ⑤ 本人の行動履歴(発症2週間前から)について本人・職長・同僚・ 所属会社等にヒアリング
  - ⑥ ⑤の情報を保健所に報告し、濃厚接触者を特定(保健所の判断)
  - ⑦ 濃厚接触者への自宅待機等の保健所指示の伝達
  - ⑧ 保健所の判断に基づく消毒作業の実施・現場の入退場の封鎖解除
  - ⑨ 保健所からの自宅待機期間に関する指示を濃厚接触者へ伝達(元請 社員の場合は上長から、作業員等の場合は所属会社から伝達)
  - ⑩ 必要に応じ発注者、設計監理者、関係協力会社等への報告
  - ① マスコミからの取材対応は、本社へ一本化
- ・ 万が一感染者が陽性判明時に現場にいた場合の対応
  - ① 当該感染者を隔離し、マスクを着用させる
  - ② 周囲の者には手洗いをさせる等感染拡大防止措置を講じる
  - ③ 感染者の移送やその他の者の行動について保健所の指示を仰ぐ
- ◆ 保健所対応における実施事項
  - ・ 感染者の行動履歴や図面をあらかじめ準備する。
  - 保健所と連絡がつかない場合は直接出向く。
  - ・保健所の担当者の連絡先を確認する。
  - ・保健所に対し迅速かつ過不足なく指示事項を仰ぐため、あらかじめ確認すべき事項を整理する。以下、確認すべき事項の例を挙げる。
    - ✓ 濃厚接触者に関する事項
      - 濃厚接触者の調査に関する事項(濃厚接触者の判断基準(接触時期、距離、マスクの着用有無等))
      - □ 濃厚接触者への指示事項(自宅待機中の行動、待機期間等)
      - □ EV ボタンやトイレ等で間接接触した可能性程度の者への指示事項
    - ✓ 消毒に関する事項
      - □ 消毒の要否(感染者の行動履歴との関係)
      - 消毒業者の手配の要否(自社による消毒の可否)

- ・ (自社による消毒の場合)消毒の方法と範囲
- □ 消毒完了前に入場する場合の留意点の確認

#### ◆ 消毒における留意事項

- ・ 消毒業者に依頼する場合、本社、各支店、営業所等では業者の選定と事前打合せ (PCR 検査実施時点)を実施しておく。
- ・消毒業者に依頼する場合、消毒範囲を明確に伝達するため、図面を準備する。

## <感染者等が発生した場合の初動チェックリスト例>

	宇施	タイミング	業務	担当部署	担当者	対応	状況	対応内容・備考
	大心	メイニング	未幼	担当即有	1231	済	不要	对心的台: 拥有
			受験者の報告					
			連絡窓口の開設					
	DCD:	検査受験時	本人の状況確認					
	FUN	灰且又款时	本人の行動履歴の作成					
			社外への公表の検討・実施					
			他の従業員への対応の検討等					
本社の対応			保健所からの指示事項の確認・実					
4-11 07 X1 //U			施					
			感染者への支援					
	mt :	染確定後	消毒の手配・実施					
	/2X3	米唯足技	社内濃厚接触者への指示					
			他の従業員への指示					
			発注者・関係先への説明					
			労働基準監督署への報告					
			最寄りの保健所への感染者発生の					
			連絡					
			現場対応に関する指示事項の確認					
			本社への報告					
			現場の一時閉鎖					
	現場内で感	染者が発生したと	現場内への状況説明、対応指示					
	報告	を受けた後	感染者の行動履歴を基にしたヒア					
現場(元請け			リング実施					
祝場 (九調り 社員) の対応			保健所へのヒアリング結果報告					
江貝) の別心			保健所からの指示事項の伝達					
			発注者、設計監理者、関係協力会					
			社等への報告					
		PCRの陽性結果	感染者を隔離しマスクを着用させ					
		が、当該者が現	3					
		が、ヨ該有が現場にいるとき判	付近にいた者に手洗い指示					
		場にいるとさ刊 明した場合	保健所からの指示事項の確認・実					
		明した場合	施					

## <職員の行動履歴>

・ 事例 1 2週間行動履歴・検温履歴表 【2020年4月から使用】

		Oコンビニ」のようにOを記載すること ※行動時はマスク着用する事。 4月 20 1 0 2 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	(1   Oコンピニ」のように〇を記載すること ※行動時はマスク落用する事。   4   B   X   X   X   X   X   X   X   X   X		1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	1
		OコンビニJのようにOを記載すること ※行動時はマスク着用する事。 4月 20 30 40 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	A   A   A   A   A   A   A   A   A   A	Oコンビニ」のようにOを記載すること ※行動時はマスク着用する事。 4月 29 30 1 2 3 X X 金 土 日 *** 愛知県 愛知県 愛知県 愛知県 愛知県	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	A	

事例 2 行動履歴表 【2020年4月から使用】

あり

・このリストは温厚接触者や感染ルートを特定するために使用します。可能や範囲で詳細に記載をしてください。(outlookの予定表やメール、手帳を確認) ・保護所からの求めに応じて本リストを提出することがあります。予めご了承ください。 ・接触者のうちプライベートに関しては、会社への提出は絶対ではありません。ただし、保護所から求めがあった場合には保護所には提出してください。 ・記載はサンプルを参考に発症後(発験や咳)を優先して記載してください。体<mark>調不良時のマスク着用の有無</mark>はあず記載してください。

会社は感染に関して、その行動を責めません。また、これらの情報は要配慮個人情報として厳重に取り扱います。

	本本		午後体調不良につき退社・出社時からマスクの着用あり																		
	プライベート	友人2名と夕食																			
	協力会社		印刷会社と打ち合わせ																		
接触者	設計																				
	祖																				
	鹿島	10:00 部内打ち合わせ (部内関係者) 12:00 部内A屋食																			
	K	レストランで3名で食事1時間																			
食事	闽	部内Aと社員食堂 20分・席は隣・会話あり																			
	酶	妻・息子と15分 会話あり																			
	移動手段	運動経路 (●●・○○・△△)	通勤経路(●●・○○・△△)																		
	行先	茶	本																		
	<b>本温・柜状</b>	36.4	37.4.咳																		
	出社状況 1	开	出社																		
	中	7月7日 火	7月8日 水	7月9日 木	7月10日 金	月11日 土	月12日 日	7月13日 月	7月14日 火	7月15日 水	7月16日 木	7月17日 金	月18日 土	用19日日	7月20日 月	7月21日 火	7月22日 木	7月23日 木	7月24日 金	7月25日 土	7,326В В
	田田	· 日7月7	7月8日 力	7月9日 オ	7月10日 金	7月11日 土	7月12日 E	7月13日 F	7月14日 外	7月15日 カ	7月16日 オ	7月17日 金	7月18日 土	7月19日 E	7月20日 月	7月21日 外	7月22日 カ	7月23日 オ	7月24日 金	7月25日 土	

・ 事例 3 ヒヤリングシート 【2020年4月から使用】

本人の状況確認	2020年X月XX日更新
1. 本人の状況 ①現在の居所(自宅・ホテル・寮等々、マンションといった共用部がある	場合は建物名も記載)
②体調(〇〇度の熱がある、呼吸が苦しい、行動履歴の回答は難しい等々	)
③必要な支援の有無(通院用のマスクや移動手段、食料品)	
④連絡先(日中連絡が取れる連絡先の確認、電話とメールアドレス)	
※本人の症状次第では従業員安否確認システムから確認可能	
2. 家族・同居人の状況 ①同居人の有無(配偶者・息子と同居等)	
②同居人の体調	
③同居人・実家の連絡先(本人と連絡が取れなくなった場合の連絡先)	
※本人の症状次第では個人票から確認可能	
3. 病院・保健所 ①受診した病院、保健所	
②病院、保健所からの指示(同居家族含む)	
②保健所の担当者の連絡先(お名前と電話番号)	

#### ◆ 初動対応について

- ・ 感染者発生時に加え、感染疑い者発生時についても手順を明確にし、マニュアル 化する。また、本社、支店、現場それぞれにおける対応がわかるようにする。
- ・ 感染疑い者発生時点で発注者とはその後の対応 (感染が確定した場合の工事の継続や社外への公表等) について協議を開始する。
- ・ 感染者本人に関する情報(行動履歴など)は、個人情報として取扱いに注意し、 ファイルにはパスワードを付ける、展開先を必要最低限に絞るなどの配慮を行う。
- ・ 濃厚接触者の特定を早期に行い、保健所との連携を含め迅速に初動対応を進める ために、従業員等に接触確認アプリ <sup>13</sup>の導入を推奨することが望ましい。

#### ◆ 保健所との連携について

- ・保健所との連携を円滑に進めることは、早期の業務再開につながる。感染流行時は保健所がひっ迫し、対応が遅れることも想定されるため、保健所から求められる資料・情報や保健所に仰ぐべき指示事項などはあらかじめ準備・確認しておく。
- ・ 保健所から指示を得られない場合でも、自社で対応できるものは自律的に実施で きるようにしておく。

#### ◆ 消毒作業について

- ・ 消毒業者は事前に選定し、感染疑い者発生時点で事前に協議することで、速やか に消毒作業を実施できるようにする。
- ・ 自社で消毒作業を実施する場合は、消毒方法や消毒範囲、消毒作業における留意 点 14などを保健所に確認する。
- ・ 自社で消毒作業を実施することを想定し、消毒作業の訓練を実施している企業も あるので、会員各社内でも検討する。

#### 2. 社内外への公表

社内で感染者が発生した場合、社内への周知方法や範囲を検討する必要がある。また、 社外に対する公表の要否、公表する場合はそのタイミングや内容、方法についても検討する必要がある。今般の新型コロナウイルス感染症対応では以下のとおり様々な事例が確認 された。

#### <参考事例>

- 社内への周知に関する事例
  - ◆ 社内全体に周知しているケース
    - ・ 社内用に新型コロナウイルス感染症専用のホームページを立ち上げ、日ごとの感

<sup>13</sup> 政府は、接触確認アプリ「COCOA(正式名称: COVID-19 Contact Confirming Application)」の利用を推奨している。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\_00138.html

<sup>14 2020</sup> 年 8 月 7 日付厚生労働省労働基準局長通知「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」の参考資料 6 「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール (例)」や公益社団法人日本ペストコントロール協会が公表している「新型コロナウイルス対策 自分で行う消毒マニュアル」なども参考にされたい。

染者発生の状況や感染者の累計を掲載している。発生した地域などは掲載しているが、個人が特定されるような情報は掲載していない。

・ 社内のイントラネットに感染者の発生状況を掲載しているが、個人情報保護のため部署は公表していない。

#### ◆ 対象を限定して情報提供しているケース

・ 感染者のプライバシーに配慮するため、濃厚接触の可能性がある人などに限定して情報提供している。

#### ◆ プレスリリース前にネットに投稿されたケース

・ 感染者が発生した現場において急に作業を中止したことで、現場の作業員に動揺が広がったため、作業員に対して「SNSへの投稿は控えてほしい」とお願いしたところ、「口止めされた」と SNS に投稿された。

#### ● 社外への公表に関する事例

#### ◆ 原則公表することとしているケース

- ・発注者からの要請がない限り、原則公表することとしている。ただし、当初(4 月頃)は、保健所からむやみに公表すると混乱が生じるので公表を控えるよう指示を受け、公表しなかった。(現在は保健所からそのような指示はない。)
- ・ 隠しているというイメージを持たれないためにも公表している。また、消毒作業 等もしっかりしていることを公表することで、発注者や協力会社等のステークホ ルダーにも安心してもらう効果もあると考えている。
- ・ グループ会社の従業員や派遣社員も含めて原則公表している。ただし、公表の時期は保健所や発注者と協議し、了承を得てから公表している。

#### ◆ 公表しないことがあるケース

- ・ B to C の業態ではないこともあり、感染者が発生しても濃厚接触者が特定できる ことから感染拡大防止という観点で公表する必要はなく、また、感染者の個人情 報保護のためにも原則公表しないこととしている。
- ・ 個々の事案や社会情勢等を踏まえて公表要否を判断している。

#### ◆ 公表しなかったことで感染発生を隠蔽していると非難されたケース

・ 従業員の感染が確認された時点では、当人が接客に従事していないことから、社 名を出さずに発表するという行政の判断に従って公表していなかったが、ネット で感染発生を隠蔽しているなどの書き込みが拡散したため、感染確認から数日後 に公表した。

#### ◆ 従業員の感染公表後、企業や従業員が誹謗中傷等されたケース

・ 地域で初の感染者となった従業員の勤務先である企業に対して、公表後、個人を 特定しようとする問合せや中傷が多く寄せられ、ネット上でも非難の書き込みが あった。

- ・ 公表後、中傷する電話があったほか、感染者が発生した支店の窓ガラスが割られた。
- ◆ 従業員の感染を公表するプレスリリースに「謝罪」を入れたケース
  - ・住民や関係者に対し、心配させたことをお詫びする文面を公表した。

#### <対応の考え方>

- ♦ 社内·社外共通
  - ・ 感染者発生の周知・公表の要否判断の際には、以下の観点を考慮し、その必要性を個別に判断する。
    - ✓ 感染拡大防止(濃厚接触者が特定できない場合など)
    - ✓ 社会情勢(社会・地域における感染状況等)
    - ✓ 事業・業務の特性
  - ・ 公表することとした場合でも、感染者個人の名前や職場、住所などが特定されないよう十分に配慮し、特定につながる可能性のある情報は開示しないようにすることを基本方針とする。
- ◆ 社内公表に係る留意点
  - ・ 感染者やその家族に対し、誹謗中傷したり、差別的発言をしたりしないよう従業員に徹底する。
- ◆ 社外公表に係る留意点
  - ・保健所や発注者などの関係者と事前に協議する。
  - ・ 公表しなかった場合は、「隠ぺいしている」などの非難を受ける可能性があることに留意する。

以上

# 付属資料 事業継続計画策定の留意点

この付属資料「事業継続計画策定の留意点」は、新型インフルエンザに対応して日 建連が 2010 年に策定した建設 BCP ガイドラインのうち BCP 策定のために必要となる 事項を整理した「第3章 事業継続計画策定の留意点」を、今回の新型コロナウイル ス感染症への対応の経験等を踏まえ、赤字で追補したものである。

このため、「新型インフルエンザ」を「新型インフルエンザ・新型コロナウイルス 感染症」と読み替えて使用する。 第3章では、ここまで述べた基本方針及び感染対策等に基づき、「企業」として BCP を具体化する手順について解説する。具体的には、3-1 「計画発動のタイミング(段階移行)」、3-2 「新型インフルエンザ対策組織の検討と構築」、3-3 「企業における新型インフルエンザ感染対策の徹底」、3-4 「業務を継続するための対策立案」について提示している。

なお、実際のパンデミック発生時には、状況に応じて、都度判断した上で対応するといった、 柔軟性のある運用が BCP においては重要である。

# 3-1 計画発動のタイミング(段階移行)

第1章1-3「WHO パンデミックフェーズと日本政府発生段階区分」で既に述べたように、 新型インフルエンザの発生に伴い、WHO のフェーズ区分や日本政府の発生段階区分が提示 される。日本国内においては、日本政府の発生段階区分に基づき計画を発動することが推奨 される。

### (1) 計画発動のタイミング(段階移行)について

日本政府の対応策が、第二段階と第三段階で大きく変化するのに対し、企業が実施できる事項は第二段階においても第三段階においても大きくは変わらない点を踏まえ、以下のように日本政府の発生段階区分を運用することが望ましい。

WHOのフェーズ区分	日本政府	の発生段階	計画発動の段階区分	
フェーズ1		未発生期	ヒトーヒト感染未発生	
フェーズ2	前段階			
フェーズ3	- <u></u>			
フェーズ4	第一段階	海外発生期	海外でヒトーヒト感染発生	
フェーズ5	第二段階	国内発生早期		
		感染拡大期		
フェーズ6 パンデミック	第三段階	まん延期	国内でヒトーヒト感染発生	
		回復期		
ポストピーク期	第四段階	小康期		
ポストパンデミック期	前段階に該当すれる	するものと考えら		

\* WHO は全世界を対象にパンデミックフェーズを発表するため、フェーズ 4 以外は日本における 新型インフルエンザの流行状況と合致しないことが一般的である。

### (2) 運用に際しての留意事項

日本政府の発生段階区分に合わせて計画を発動することが基本となる一方で、日本政府の段階移行はあくまでも日本全体を視野に入れたものであり、企業によっては状況にそぐわない場合や、発表までの手続きに時間を要することがあることから、以下の事項に留意しながら運用する。

日本政府によ	る第一段階の発表
体制 (例)	• 対策本部の立ち上げ
留意事項	• 日本政府の発表は、WHO のフェーズ 4 の発表を待つ必要があることから
	時間的な遅れがあるため、政府の第一段階の発表を待たずに第一段階にお
	ける行動計画を実施に移すことも、必要に応じて検討すること。
	● 海外に多くの拠点を持ち、プロジェクトを展開しているような場合は、早
	期に対策本部の立ち上げを検討すること。
日本政府によ	る第二段階の発表
体制 (例)	• 対策本部による新型インフルエンザ対策等の厳格運用
	• 支店等本部や作業所における対応体制の立ち上げ
留意事項	• 第一段階のときと同様に、日本政府の発表には時間的な遅れがあるため、
	日本政府の発表を待たずに第二段階における行動計画を実施に移すこと
	も、必要に応じて検討すること。
日本政府によ	る第三段階の発表
留意事項	• 第二段階と第三段階への移行については特に体制の変更は行わずに、都度
	状況を判断して対策本部が対応を決定すること。
日本政府によ	る第四段階の発表
体制(例)	• 対策本部の縮小
	● 新型インフルエンザ対策の緩和
留意事項	• 日本政府の発表は、日本全国の状況を判断して保守的に行われることが予
	測される。そのため、会員各社の状況によって、日本政府の発表を待たず
	に対策の緩和を検討すること。
	【対策の緩和の目安】
	地域の定点医療機関における感染者の発生が「1」以下となり、更に減少
	し続けている場合
	• 一旦第四段階に移行しても、流行の状況によっては第二・第三段階の体制
	に戻すなど、柔軟に運用すること。

※なお、新型コロナウイルス感染症においては、上記段階に関する日本政府からの正式な 発表はなかった。今後も同様に上記段階について政府から発表がないことも想定し、会 員各社においては、感染状況や政府が公表する方針等から発生段階を想定し、対応を検 討する。

# 3-2 新型インフルエンザ対策組織の検討と構築

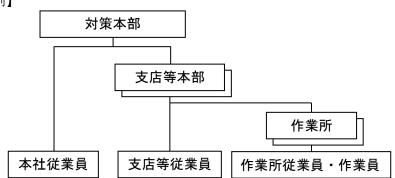
新型インフルエンザの対策の実施に際しては、感染状況を始め全社の状況を一元的に把握・ 管理する組織を平常時から構築しておくことが重要である。

なお、多くの会員各社では、地震災害等に備えて既に危機管理体制が整備されていることから、この既存の危機管理体制を基に、新型インフルエンザの特性に配慮しつつ各社の規定や実態にあった新型インフルエンザ対策組織を構築することが望ましい。

### (1) 新型インフルエンザ対策組織の整備

新型インフルエンザの場合、長期にわたり、従業員や関係者の生命の安全を確保して自 社の存続に係わる中断のない意思決定を継続する体制が求められる。

#### 【組織の全体像例】



#### 【各組織の主な機能】

組織名	機能		
	◆ 事業継続に係わる最終意思決定		
	◆ 情報収集・整理・分析		
+1 //r - <b>+</b> - +n	◆ 全社的な対策の立案		
対策本部	◆ 計画発動に係わる本社従業員・支店等本部への指示		
	◆ 本社従業員への感染予防・拡大防止策に関する指示		
	◆ 業界団体への報告と連携		
	◆ 支店等の感染予防・拡大防止策に関する指示		
士亡生士如	◆ 作業所及び協力会社に関する情報の収集・整理・分析		
支店等本部	◆ 対策本部への報告		
	◆ 作業所への指示		
	◆ 作業所の感染予防・拡大防止策に関する指示		
作業所	◆ 協力会社に関する情報の収集・整理・分析		
	◆ 支店等本部への報告		

### (2) 組織構築にあたっての留意事項

#### ① 対策本部

- ア. 組織する際の留意事項
- ▶ 対策本部の意思決定者については、代行順位を指定しておき、感染により欠員がでた場合にも迅速に対応できるようにし、継続した意思決定の体制を維持すること。
- ▶ 対策本部は、いかなる事態の推移においても活動を継続する必要があることから、 各社の事情に応じたバックアップ体制を構築すること。

#### イ. 運営する際の留意事項

- ▶ 感染が国内あるいは自社内に及んでいない時期は、本部要員が一堂に会した対策会議を開催することができるが、感染の拡大に応じ電話やリモートツール等を使用した会議を検討すること。
- ▶ パンデミック時には社内の隔離したスペースにおいて泊り込みによる連続した勤務を検討すること。

#### ② 支店等本部

- ▶ 原則として、第二段階移行時に対策本部の指示によって設置すること。
- ▶ 支店等本部に求められる機能は、所属する従業員及び作業所との連絡を保ち、対策本部に対して必要な情報を報告することである。可能であれば、流行の状況によっては、一部業務の在宅勤務も検討すること。
- ▶ 協力会社に関する情報について、作業所から収集・整理を行うとともに、必要に応じて、協力会社と直接情報を交換し、対応すること。

#### ③ 作業所

- ▶ 作業所に求められることは、一部あるいは全部の業務や工程が中断された場合も、 支店等本部や協力会社と連絡を保ち、対策本部の意思決定に必要な情報を報告する ことである。そのため、作業所長以下少人数で活動を継続できる体制を整備すること。
- ▶ 協力会社からの情報の収集・整理は特に重要であることから、各種報告が迅速かつ 正確になされるように留意すること。

# 3-3 企業における新型インフルエンザ感染対策の徹底

第2章で述べたように、新型インフルエンザ感染対策は、従業員・作業員一人ひとりが正しい知識を習得し、正確に実行させることが非常に重要である。第2章の内容に基づき自社で検討・採用した新型インフルエンザ感染対策の確実な実行のためには、以下の実施が推奨される。

### (1) 連絡体制の整備

従業員・作業員に対して企業としての対策を徹底するため、あるいは企業に対する感染 状況等についての従業員・作業員からの報告を徹底するために、以下に挙げるような手段 を検討し、必要に応じて適宜採用することが推奨される。

- □ 緊急連絡網の活用
- □ 社内イントラネットの活用
- □ 安否確認システムの活用

### (2) 教育・訓練の実施

#### ① 教育・訓練の計画

新型インフルエンザの感染対策を確実に実施するためには、平常時から定期的に、あるいは感染拡大の状況に応じて先行的に教育や訓練を行うことが重要である。以下に、加筆・修正の上、活用が可能なサンプルを示す。

☞ サンプル:教育・訓練計画

	教育・訓練内容	対象	実施時期	
1	◆一般的予防法	◆従業員 (家族は従業員の責任で) ◆協力会社の作業員	◆年 1 回以上、季節性インフ ルエンザが流行する時期 ◆第一段階以降複数回	
2	◆感染者対応 ・発症者隔離 ・搬送 ・職場の消毒 ・トレース	◆指定された従業員* (予備要員も含む) ◆必要に応じて上記以外 の従業員・作業員	◆年1回 ◆要員交替時 ◆第一段階以降複数回	

<sup>\*</sup>なお、感染者が発生した場合に対応にあたる者については、事前に指定しておく必要がある。また、指定した要員への教育・訓練が優先ではあるが、できる限り全従業員に習熟させておくことが望ましい。

#### ② 教育・意識啓発の手段

感染予防・拡大防止策についての教育実施あるいは意識啓発にあたっては、以下に挙げるような手段を検討し、必要に応じて適宜採用することが推奨される。

- □ ポスター・DVD の作成
- □ 小冊子の作成(従業員用・家族用・対策本部要員用など)

	社内イントラネットの活用	
	e-learning 等の整備	
П	新型インフルエンザ対応ホットラインの設置	(診療所などに)

## (3) 企業内備蓄

新型インフルエンザ感染対策に必要なマスクを始めとする防疫資材は、日本政府による第一段階の発表が切迫する事態となると、買占めが横行し、入手が難しくなると考えられる。このため、平常時から計画的に備蓄しておくことが推奨される。以下に、加筆・修正の上、活用が可能なサンプルを示す。

#### ☞ サンプル:防疫資材の一覧

	防疫資材等		留意事項等		
		サージカルマスク	➢ 洗って何度でも使用できるものもあるが、原則として使い捨てにすること。		
		見積り数の目安	1 枚/日×40 日×出社従業員数		
1	マスク		▶ 感染者対応を行う場合は、N95以上の規格のマスクを使用すること。		
		N95 マスク			
			▶ 原則として使い捨てにすること。		
		見積り数の目安	2 枚/日×40 日×出社従業員数		
			▶ 丁寧かつ頻繁な手洗いを心がけること。		
	手洗い月	用液体消 <del>毒</del> 石鹸	⇒ 可能であれば、手洗いの効果を高めるため、自動水栓化、及		
2			び手洗い後の乾燥には温風手指乾燥機を使用すること。		
		見積り数の目安	2ml×6回(頻繁な実施想定)×40日×出社従業員		
			▶ 水道が使用できない場所、例えば建物の出入口等において使		
			用すること。(手洗いができない場合の代替手段として考え		
			<b>る</b> )		
			→ 可能であれば、アルコール消毒液の噴霧用に、自動手指消毒		
	アルコ-	ール消毒液	機または手動の霧吹き器を使用すること。		
3			▶ 消防法では指定数量(濃度 60%以上のアルコール消毒液を		
			4000) 以上の危険物については、その貯蔵量や貯蔵施設につ		
			いて許可や届出が必要となっている点に注意すること。		
			指定数量未満の場合には市町村の火災予防条例で貯蔵及び		
			取扱い上の基準が定められているので、確認すること。		
		見積り数の目安	3ml×2回(入場時)×40日×出社従業員		
	体温計		▶ 皮膚に直接触れて使用することから、可能であれば、個人専		
4			用に1本を割り当てること。		
		見積り数の目安	出社従業員数		
5	非接触型	型体温計	▶ 不特定多数が出入りする出入口に設置すること。(スタンド		

			型)
		見積り数の目安	スタンド型:拠点の出入り口の数
		元債り数の日女	ハンディ型:作業所・拠点等の単位
6	うがい薬		丁寧かつ頻繁なうがいを心がけること。
О		見積り数の目安	5ml×3回(定期的な実施想定)×40日×出社従業員
	手袋		▶ 原則として使い捨てにすること。
7	丁衣		▶ 頑丈で水を通さない材質のもの用いること。
		見積り数の目安	拠点単位(消毒作業に必要となることを想定)
8	ゴーグル(眼を防護する物)		単回使用でない場合は、都度消毒すること。
0		見積り数の目安	拠点単位(消毒作業に必要となることを想定)
9	ガウン		単回使用でない場合は、都度消毒すること。
9		見積り数の目安	拠点単位(消毒作業に必要となることを想定)
			会議室や執務室の座席間など、人同士が近接、対面する箇所
	パーティ	, s, = s,	に設置すること。
10	,,,,		⇒ 設置した際に座った人の頭の高さまであるサイズを選ぶこ
			٤.
		見積り数の目安	会議室や座席配置等による
11	扇風機、	サーキュレーター	➢ 窓がない等、換気が十分にできない場所に設置すること。
11		見積り数の目安	換気が十分できない場所がある場合

### (4) 感染者、感染疑い者、濃厚接触者の行動基準の設定

感染者、感染疑い者、あるいは濃厚接触者となった場合の行動基準を予め定めておくことにより、社内における感染拡大を防止することが重要である。なお、濃厚接触者の一般的な定義は、第2章2-1「一般的な新型インフルエンザ感染対策」(p.23)で既に述べているため、そちらを参考にし、各社で状況に応じて定義することが望ましい。以下に、加筆・修正の上、活用が可能なサンプルを示す。

☞ サンプル:感染者、感染疑い者、濃厚接触者の行動基準

区分	判明場所	当該者の行動
		□会社に報告し、出社せずに受診する。
	①-1 自宅	□新型インフルエンザと診断された場合、解熱後 2 日経
		過(治癒)するまで自宅等で療養する。
		□会社に報告し、医療機関に受診後帰宅する。
①感染者あるいは	①-2 職場	□新型インフルエンザと診断された場合、解熱後 2 日経
感染の疑いのある場合		過(治癒)するまで自宅等で療養する。
		□会社に報告し、帰社することなく医療機関に受診後帰
	①-3 外出先	宅する。
	(出張先)	口新型インフルエンザと診断された場合、解熱後 2 日経
		過(治癒)するまで自宅等で療養する。
		口感染者と濃密な接触があったと判明次第、会社に報告
		後、帰宅する。(自宅で判明した場合には報告のみ)
		□10 日間(国による検疫時の停留措置期間 240 時間)自
②濃厚接触者の場合	共通	宅で待機し、健康状態をモニタリングする。モニタリ
		ング期間中に、異常がなかった場合には、職場に復帰
		する。 モニタリング期間中 38 度以上の発熱があった場
		合等、感染が疑われる場合は上記①-1 に準ずる。
   ③治癒した場合	共通	□感染後、治癒した(解熱後 2 日経過)者は、職場に復
<b>ジ</b> ル想した場合		帰する。

- \* 発生したインフルエンザの性状により、治癒までに必要な期間等は異なることが予測される。従って、当該者の行動については新型インフルエンザ発生後に産業医等に相談しながら、その新型インフルエンザの性状に応じて定義する必要がある。
- \* 新型コロナウイルス感染症の場合については以下も参考にすること。なお下記リンク先の内容はウイルスの性状が判明するにつれ更新されるため、定期的に内容を確認する。
  - ① 感染者あるいは感染の疑いがある場合

厚生労働省 「症状がある場合の相談や新型コロナウイルス感染症に対する医療 について  $^{1}$ 」

 $<sup>^{1}</sup>$  帰国者・接触者相談センター等にご相談いただく目安は変更されうる。今般の新型コロナウイルスにおいても、2020 年 5 付属資料-8

URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/dengue fever qa 00001.html#Q5-1

#### ②濃厚接触者の場合

厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症の予防法 2」

URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/dengue fever qa\_00001.html#Q3-3

#### ③治癒した場合

厚生労働省 「症状がある場合の相談や新型コロナウイルス感染症に対する医療 について」

URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/dengue\_fever\_qa\_00001.html#Q5-6

月8日に更新された。更新前の基準は以下のとおり。

<sup>・</sup>風邪の症状や37.5 度以上の発熱が4日以上続く方

<sup>・</sup>強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

なお、高齢者や妊婦、糖尿病・呼吸器疾患などの基礎疾患がある方や免疫抑制剤等を用いている方は重症化しやすいため、上記 状態が2日程度続く場合は注意

 $<sup>^2</sup>$  濃厚接触者の定義についても変更されうる。現在の定義になる前は、「患者(確定例)」が発症した日以降に接触した者とされており、発症日前の接触者は含まれていなかった。

# 3-4 業務を継続するための対策立案

### (1) 業務の優先度区分の定義

業務の優先度区分は会員各社の実情に応じて設定するものであるが、以下に、加筆・修正の上、活用が可能なサンプルを示す。

☞ サンプル:優先度区分

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
優先度区分	用語の定義	
必須業務	パンデミックの期間を通じて継続しなければならない業務	
「必須」	ハンテミックの舟间を通して極続しなければならない未務	
できる限り		
継続する業務	感染予防策を徹底し、利用可能な資源を投入して継続に努める業務	
「継続」		
停止業務	欠勤者の増加に伴い、あるいは感染拡大防止の観点から、早期に業務の	
「停止」	一時停止を考慮する業務	

### (2) 業務の優先度評価・設定

上記の定義に従って、全ての業務を「必須」、「継続」、「停止」の3つに区分する。部署 ごとに職務分掌等に基づき、業務の優先度を評価・設定するが、その際には、全社的に認 識を共有しながら進め、部門横断的な業務については、関係各部門間での調整を実施する 必要がある。以下に、業務の優先区分を実施する際の評価項目の一例を示す。

#### 【評価項目 (例)】

定量的な評価項目	定性的な評価項目
・売上・収益・シェアに占める割合	・社会的要請(社会的責任の大きさ)
・業務停止に伴う売上損失額	・社会的信用の失墜度合い
・業務停止に伴い発生する違約金額	・株主からの要請度合い
・業務停止の影響を受ける取引先数	・取引先との関係
・業務停止の影響を受ける従業員数	・従業員のモチベーション低下

# (3) 業務継続のための対策の立案

全ての業務を「必須」、「継続」、「停止」の優先度区分に評価・設定した上で、次に業務継続のための対策を立案する。優先度区分ごとに必要な人員及びリソースを洗い出し、平常時及びパンデミック時に実施する対策をまとめる。特に「必須」の業務については重点的に検討しておく。

### ① 必要な人員を確保するための対策

業務を継続する上で、最も重要な要素となるのが人的資源である。従業員・作業員自身の感染による欠勤だけでなく、家族が感染したために欠勤する者や、休校で自宅に留まる子供の面倒をみる必要から欠勤する者、感染が恐ろしくて出勤ができない者等、実際の感染率以上に欠勤者が増えることが想定される。(日本政府の想定する欠勤率最大 40%には、上記の者全てが含まれている)

そのため、必要な人員を確保するための対策として以下のような事項が挙げられる。

- ▶ 事前対策として、クロストレーニング等の教育実施により業務に対応可能な人員を 増強する。
- パンデミック時には、専門性の高い職種で代替のきかない業務については、担当者をできる限り隔離して業務を実施させる。
- ▶ パンデミック時には、ウイルス変異の可能性はあるものの、治癒した者が再度感染する可能性は極めて低いといわれている。そのため、治癒した者を優先的に重要業務に割り当てる。
- ▶ 事前対策として、在宅勤務が可能な業務を洗い出し、実施のための環境を整える。 (情報機器類の調達、パンデミック時の持ち出し規則の緩和、在宅勤務の勤務管理 方法の整備等)

#### ② 備蓄品の適正配備

業務の継続に必要な一連のリソース(自社消費の帳票や消耗品、資材等)を洗い出し、 必要な措置について検討し、事前の対策を含めてできることから着手しておく。

- ♪ パンデミック時における必要量を見積り、適正に予備をもつ。
- 平常時の保管場所を確保し、パンデミック時の配布要領について検討しておく。
- ▶ 建築資材関連で、海外に依存する資材があれば、輸入が滞る可能性を想定して在庫 の積み増し等を早期に検討する。
- ▶ 可能であれば、現在の調達先と有事協定を締結する。また、必要に応じて代替調達 先を選定する。

#### ③ 協力会社及びその他取引業者との連携

業務の継続に必要な協力会社及びその他取引業者については、必要な措置について検討 し、事前の対策を含めてできることから着手しておく。

- ▶ 実施する新型インフルエンザ対策について確認し、必要があれば自社の新型インフルエンザ対策を開示して参考にしてもらう。特に感染予防・拡大防止策については、自社が採用する対策を説明し、感染者発生時に必ず連絡してもらえるよう依頼する。
- ♪ パンデミック時を通じて常に相互に連絡がとれる体制を確立する。
- ▶ パンデミック時には、作業・工程の一時中断の間も定期的に連絡をとり、再開に備える。

### 4 法律上の問題に係る対策

パンデミック時に普段とは異なる状況下で対策を実施しようとした場合、法律上の問題が発生することがある。予測できる事項については、法的な検証を行い、それに対応した対策を立てておく必要がある。例えば、以下のような事項について検討しておくことが望ましい。

- ▶ 重要業務の継続を従業員に命ずる場合、少数の従業員により実施することから労働時間の延長が想定される。この場合、労働基準法等に抵触しないよう、業務量、従事する人員数を設定する必要がある。また、従業員が感染した場合、あるいは濃厚接触者として自宅での待機を求めるような場合の扱いについては、顧問弁護士等にも意見を求め、労働組合とも協議し理解を得ておく。
- ▶ 上記に関連して、派遣社員等、雇用形態の異なる従業員への対応については、派遣元と協議して、その扱いについて整理しておくとともに、必要な事前説明について適宜依頼しておく。

### ⑤ 外勤従業員等のモチベーション維持

感染予防・拡大防止策としてテレワークがあるが、外勤の従業員や一部の内勤の従業員は、業務の性質上テレワークによる業務が難しい。このため、当該従業員は感染の危険を冒して出社しなければならず、不公平感が発生し、モチベーションが低下することが考えられる。新型コロナウイルス感染症対応では、在宅勤務ができない業務に従事する従業員に対し、特別手当を支給した事例が見られ、流通・小売業などの接触業のほか、建設業などでも見られた。これは一例であるが、出社を余儀なくされる従業員に対する慰労策を検討することが望ましい。

#### ⑥ 工事の継続等に対する問合せ対応

緊急事態宣言発令下など、感染流行期に工事を継続している場合、感染予防・拡大防止 策への不信感等から、近隣住民や現場作業員、その関係者等から問合せ等が来ることが想 定される。新型コロナウイルス感染症対応では、工事を継続していることに対する苦情や 工事現場の3密状態を指摘するものが多かった。こうした問合せ等に対して会社として統 一した回答ができるよう、対応体制を構築し、想定Q&Aを作成しておく。

# (4) 新型インフルエンザ対策の行動計画の立案

新型インフルエンザ対策は、感染予防・拡大防止策と業務を継続するための対策を組み合わせて計画を立て、発生段階区分ごとに発動していく必要がある。そのため、これまでの検討を基に、対策組織・感染予防・感染者対応・業務の継続等に項目立てした実施内容を発生段階区分ごとに整理して、自社のBCPの全体像を把握する一覧表を作成することが推奨される。以下に、加筆・修正の上、活用が可能なサンプルを示すとともに、これを更に具体化した行動計画を次頁以降に示す。

#### ☞ サンプル:主な実施項目一覧表

	発生段階区分	前段階	第一段階	第二・第三段階	第四段階
実施	項目	PAZANO	W WH	7 7 7 7 Y	카니(지)
	□対策本部	□体制・役割・運営	□設置・運営	□運営	□縮小
対		要領の検討			
策	□支店等本部	□体制・役割・運営	□設置・運営準備	□設置・運営	□廃止
組		要領の検討			
織	口作業所	□体制・役割・運営	□活動準備	□活動開始	口活動終了
		要領の検討			
	□感染予防策	□感染予防策の	□感染予防策の	□感染予防策の	□感染予防策の
		検討・啓発	実践	強化・徹底	緩和
-	□防疫資材等の備蓄	口備蓄の検討と	口備蓄の配布	口備蓄の活用	口備蓄の回復
感染		実施			
予	□清掃・消毒	口清掃・消毒法の	□清掃・消毒法の	口清掃・消毒の実施	□清掃・消毒の停止
防		検討	啓発		
	□出張・外出等の規制	□規制の検討	□海外に関連する	□規制の実施	□規制の緩和
			規制の実施		
	□健康状態の報告	□報告方法の検討	□報告実施の訓練	□報告実施の徹底	□報告実施の緩和
	□感染者発生時の行動基準	□検討・決定	□運用の開始	□運用の徹底	□運用の緩和
感	□感染者の隔離、	□実施要領の検討	口必要な訓練の	□感染者発生時に	
染	病院への搬送		実施	対応	
者	□感染者のトレースと	□実施要領の検討	□必要な訓練の	□感染者発生時に	
対	接触者の特定		実施	対応	
応	□感染者が接触した場所	□実施要領の検討	口必要な訓練の	□感染者発生時に	
	の消毒		実施	対応	
	□業務優先度区分による業務	□業務の設定と	□必要な人員・	口定めた基準に	□通常体制に復帰
	の設定	対策の立案	資源の準備	従って運営	
業	□人員の確保	□人員確保策の	□人員確保策の	口定めた基準に	□通常体制に復帰
務		検討	事前準備の実施	従って運営	
O ent	口協力会社等との連携	□対応策に関する	□連絡体制の確立	□連携の保持	□通常体制に復帰
継続		情報共有			
496	□業務の一時中断	口手順の検討	□手順の周知徹底	□状況に応じて	□通常体制に復帰
				業務の一時中断	

計画した対策を実行に移すためには、一覧表としてまとめた前頁の内容を更にブレイクダウンして発生段階区分ごとに整理・具体化した行動計画を作成する必要がある。行動計画では実行場所となる本社・支店等・作業所ごとに、対策組織・感染予防・感染者対応・業務の継続等の実施内容について、検討により明らかにした範囲で具体的に記述する。また、行動計画を作成している段階で大きな修正事項が出てきた場合は、一覧表に戻って再度全体を見直すことが重要である。

以下に、加筆・修正の上、活用が可能なサンプルを示す。

### ① 前段階:ヒトーヒト感染未発生

☞ サンプル:前段階における実施項目

対処方針	新型インフルエンザの感染予防・感染拡大防止のための体制の構築 事業継続計画の検討			
区分	実施項目	実施内容		
	対策組織	<ul><li>□対策本部の体制・役割の検討</li><li>□対策本部要員(代替要員を含む)の指名</li><li>□対策本部の運営要領の検討</li><li>□対策本部の設置場所の検討</li><li>□対策本部運営に必要な資機材の検討</li></ul>		
本社 (担当知明)	感染予防	□感染予防策の検討 □予防策の実行に必要な防疫資材の見積りと調達の検討 □清掃・消毒に関する事項(要領・場所・対応者等)の検討 □出張・外出等に係わる規制の検討 □健康状態把握要領の検討		
(担当部門) 	感染者対応	□感染者発生時の行動基準の検討 □感染者発生時の隔離場所の検討 □感染者に対応する者の指名と対応要領の訓練		
	業務の継続	□業務の優先度区分の定義について検討 □各部署に優先度区分に基づいた業務の評価・設定を指示 □業務の継続のための対策立案 □人員確保策の検討 □協力会社等との対応策に関する情報共有 □業務の一時中断及び再開に関する手順の検討		
区分	実施項目	実施内容		
	対策組織	□本部の体制・役割の検討 □本部要員(代替要員を含む)の指名 □本部の運営要領の検討 □本部の設置場所の検討 □本部運営に必要な資機材の検討		
支店等 (担当部門)	感染予防	□本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認 □支店等内における感染予防策の検討・決定 □必要事項の支店等内通知		
	感染者対応	□本社の対策本部に、感染者対応方針・要領等の確認 □感染者発生時の隔離場所の検討 □感染者に対応する者の指名と対応要領の訓練		
	業務の継続	<ul><li>□本社の対策本部に、業務の継続の方針・要領等の確認</li><li>□業務の優先度区分の定義について検討</li></ul>		

	□各部署に優先度区分に基づいた業務の評価・設定を指示
	口業務の継続のための対策立案
	口人員確保策の検討
	□協力会社等との対応策に関する情報共有
	口業務の一時中断及び再開に関する手順の検討
実施項目	実施内容
	□作業所の体制・役割の検討
	口作業所における対応要員(代替要員を含む)の指名
対策組織	口作業所における指揮命令系統の確立
	口作業所における活動の中心となる場所の検討
	口作業所体制の運営に必要な資機材の検討
感染予防	□支店等に、感染予防の方針・要領等の確認
	口作業所内における感染予防策の検討・決定
	□必要事項の作業所内通知
感染者対応	□支店等に、感染者対応方針・要領等の確認
	□感染者発生時の隔離場所の検討
	□感染者に対応する者の指名と対応要領の訓練
	口支店等に、事業の継続の方針・要領等の確認
	口業務の継続のための対策立案
業務の継続	□人員確保策の検討
	□協力会社等との対応策に関する情報共有
	口業務の一時中断及び再開に関する手順の検討
	対策組織 感染予防 感染者対応

# ② 第一段階:海外でヒトーヒト感染発生

☞ サンプル:第一段階における実施項目

7 • 2 7 .	· /// *// P(C	わける美胞項目	
	対策本部を立ち上げ感染予防・感染拡大防止の体制を強化		
対処方針		よ、通常体制を維持しつつパンデミック時の体制について具体化を推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
区分	実施項目	実施内容	
		□第一段階移行の事実の確認	
	対策組織	□政府・公的機関による指導・方針の確認	
		□対策本部の設置	
		□当面の運営要領の決定	
		□必要事項の社内通知	
		□感染予防策の実践	
		□防疫資材等の配布の検討	
	感染予防	□清掃・消毒に関する事項(要領・場所・対応者等)の啓発	
対策本部		□感染国への渡航禁止の指示、国外出張の自粛等の検討・決定	
		□健康状態の報告に関する訓練の実施	
	感染者対応	口行動基準の運用開始	
		□海外出張から帰国した者の健康状態のモニタリング	
		□防護具の着用訓練等の実施	
		□優先度区分に応じた、必要人員・資源確保のための準備	
	業務の継続	口必要人員を確保するための事前対策の実施	
	未務の継続	□協力会社等との連絡体制の確立	
		□業務の一時中断及び再開に関する手順の周知徹底	
区分	実施項目	実施内容	
		□本社の対策本部の設置及び当面の対応方針の確認	
	対策組織	□必要事項の支店等内通知	
		□本部運営に必要な資機材の整備	
	感染予防	□本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認	
		口支店等内における感染予防策の実践	
	感染者対応	□本社の対策本部に、感染者対応方針・要領等の確認	
		口行動基準の運用開始	
支店等本部		□海外出張から帰国した者の健康状態のモニタリング	
		口防護具の着用訓練等の実施	
		□本社の対策本部への必要事項の報告	
	業務の継続	□本社の対策本部に、業務継続の方針・要領等の確認	
		□優先度区分に応じた、必要人員・資源確保のための準備	
		□必要人員を確保するための事前対策の実施	
		□協力会社等との連絡体制の確立	
		□業務の一時中断及び再開に関する手順の周知徹底	

区分	実施項目	実施内容
	対策組織	□本社の対策本部の設置及び当面の対応方針の確認
		口必要事項の作業所内通知
		口作業所における活動に必要な資機材の整備
		□支店等本部に、感染予防の方針・要領等の確認
	感染予防	口作業所内における感染予防策の実践
		□朝礼等の機会を捉えた感染予防策の啓発
		□健康状態の報告の重要性について啓発
<i>作</i> 来元	作業所 感染者対応	□支店等本部に、感染者対応方針・要領等の確認
11-未力		口行動基準の運用開始
		□海外出張から帰国した者の健康状態のモニタリング
		口防護具の着用訓練等の実施
		□支店等本部への必要事項の報告
		口支店等に、事業の継続の方針・要領等の確認
	業務の継続	□優先度区分に応じた、必要人員・資源確保のための準備
		口協力会社等との連絡体制の確立
		□業務の一時中断及び再開に関する手順の周知徹底

# ③ 第二・第三段階:国内でヒトーヒト感染発生

☞ サンプル:第二・第三段階における実施項目

対処方針	支店等本部を3	立ち上げ、全社的な感染予防・感染拡大防止の体制を強化	
刘処力虾	欠勤者の発生状況を把握し、状況に応じた業務の継続		
区分	実施項目    実施内容		
		□第二段階移行の事実の確認	
	対策組織	口感染状況に応じた対策本部の運営要領の決定	
		□必要事項の社内通知	
		□感染予防策の強化・徹底	
		口防疫資材の活用	
	感染予防	口清掃・消毒体制の強化	
	念朱子奶	□国内における出張の規制強化	
対策本部		口自宅での毎朝の検温指示及び報告の徹底	
<b>刈</b> 東本印		□職場での健康状態のモニタリング、検温指示	
		口行動基準の運用徹底	
	感染者対応	□感染者の早期発見と治療	
		□感染者の行動トレースと濃厚接触者への早期対処	
		□出社人員数の把握	
	*************************************	口出社人員数に応じた人員配置の実施	
	業務の継続	□「停止」業務の縮小あるいは中断	
		□協力会社等との連携の保持	
区分	実施項目	実施内容	
		□本社の対策本部に、支店等本部の設置にあたっての指示の確認	
1			
	分等组缔	口支店等本部の設置	
	対策組織		
	対策組織	口支店等本部の設置	
		□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定	
	対策組織感染予防	□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定 □必要事項の支店等内通知	
		□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定 □必要事項の支店等内通知 □本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認	
		□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定 □必要事項の支店等内通知 □本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認 □支店等内における感染予防策の強化・徹底	
支店等本部		□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定 □必要事項の支店等内通知 □本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認 □支店等内における感染予防策の強化・徹底 □本社の対策本部に、感染者対応方針・要領等の確認	
支店等本部	感染予防	□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定 □必要事項の支店等内通知 □本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認 □支店等内における感染予防策の強化・徹底 □本社の対策本部に、感染者対応方針・要領等の確認 □行動基準の運用徹底	
支店等本部	感染予防	□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定 □必要事項の支店等内通知 □本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認 □支店等内における感染予防策の強化・徹底 □本社の対策本部に、感染者対応方針・要領等の確認 □行動基準の運用徹底 □感染者の早期発見と治療	
支店等本部	感染予防	□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定 □必要事項の支店等内通知 □本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認 □支店等内における感染予防策の強化・徹底 □本社の対策本部に、感染者対応方針・要領等の確認 □行動基準の運用徹底 □感染者の早期発見と治療 □感染者の行動トレースと濃厚接触者への早期対処	
支店等本部	感染予防	□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定 □必要事項の支店等内通知 □本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認 □支店等内における感染予防策の強化・徹底 □本社の対策本部に、感染者対応方針・要領等の確認 □行動基準の運用徹底 □感染者の早期発見と治療 □感染者の行動トレースと濃厚接触者への早期対処 □本社の対策本部への必要事項の報告	
支店等本部	感染者対応	□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定 □必要事項の支店等内通知 □本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認 □支店等内における感染予防策の強化・徹底 □本社の対策本部に、感染者対応方針・要領等の確認 □行動基準の運用徹底 □感染者の早期発見と治療 □感染者の行動トレースと濃厚接触者への早期対処 □本社の対策本部への必要事項の報告 □本社の対策本部に、業務の継続の方針・要領等の確認	
支店等本部	感染予防	□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定 □必要事項の支店等内通知 □本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認 □支店等内における感染予防策の強化・徹底 □本社の対策本部に、感染者対応方針・要領等の確認 □行動基準の運用徹底 □感染者の早期発見と治療 □感染者の行動トレースと濃厚接触者への早期対処 □本社の対策本部への必要事項の報告 □本社の対策本部に、業務の継続の方針・要領等の確認 □出社人員数の把握	
支店等本部	感染者対応	□支店等本部の設置 □当面の運営要領の決定 □必要事項の支店等内通知 □本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認 □支店等内における感染予防策の強化・徹底 □本社の対策本部に、感染者対応方針・要領等の確認 □行動基準の運用徹底 □感染者の早期発見と治療 □感染者の早期発見と治療 □感染者の行動トレースと濃厚接触者への早期対処 □本社の対策本部への必要事項の報告 □本社の対策本部に、業務の継続の方針・要領等の確認 □出社人員数の把握 □出社人員数に応じた人員配置の実施	

区分	実施項目	実施内容
	対策組織	□支店等本部に、作業所内体制の確立にあたっての指示の確認 □作業所内体制の確立 □当面の活動内容の決定 □必要事項の作業所内通知
	感染予防	□支店等本部に、感染予防の方針・要領等の確認 □作業所内における感染予防策の強化・徹底 □朝礼等の機会を捉えた感染予防策の啓発と徹底 □健康状態の報告の強化・徹底
作業所	感染者対応	□支店等本部に、感染者対応方針・要領等の確認 □行動基準の運用徹底 □感染者の早期発見と治療 □感染者の行動トレースと濃厚接触者への早期対処 □支店等本部への必要事項の報告
	業務の継続	□支店等本部に、業務の継続の方針・要領等の確認 □感染状況の把握 □一部工程・作業の中断の検討 □協力会社等との連携の保持 □支店等本部への必要事項の報告・協議

# ④ 第四段階:社内:小康状態

☞ サンプル:第四段階における実施項目

	対策本部の体制	計を縮小		
対処方針	   業務については、通常体制に復帰し、早期復旧を推進			
	実施した新型インフルエンザ対策全般を見直し、修正			
区分	実施項目	実施内容		
	対策組織	□第四段階移行の事実の確認		
		□対策本部の縮小		
		□当面の運営要領の決定		
		□必要事項の社内通知		
±± / <del>//</del> + •		□状況に応じた感染予防策の緩和		
対策本部	感染予防	□感染予防対策の検証と修正		
		□使用した防疫資材の検証と見直し、消費した防疫資材の補充		
	感染者対応	□感染者対応策の検証と修正		
	***なる急性	□通常体制への復帰		
	業務の継続	□縮小・中断業務の再開、早期の復旧		
区分	実施項目	実施内容		
	対策組織	□本社の対策本部に、支店等本部の廃止にあたっての指示の確認		
		□支店等本部の廃止		
		□必要事項の支店等内通知		
		□本社の対策本部に、感染予防の方針・要領等の確認		
   支店等本部	感染予防	□感染予防策の緩和		
又占等本即		□感染予防対策の検証と修正		
	成选多分位	□本社の対策本部に、感染者対応方針・要領等の確認		
	感染者対応	□感染者対応策の検証と修正		
	業務の継続	□通常体制への復帰		
		□縮小・中断業務の再開、早期の復旧		
区分	実施項目	実施内容		
	対策組織	□支店等本部に、作業所における活動修了にあたっての指示の確認		
		口作業所における活動の修了		
		□必要事項の作業所等内通知		
		□支店等本部に、感染予防の方針・要領等の確認		
作業所	感染予防	□感染予防策の緩和		
15本77		口感染予防対策の検証と修正		
	感染者対応	□支店等本部に、感染者対応方針・要領等の確認		
		□感染者対応策の検証と修正		
	業務の継続	□通常体制への復帰		
		口縮小・中断業務の再開、早期の復旧		

### (5) 複合災害について

新興感染症流行時でも自然災害は発生しうる。特に建設業界は、自然災害発生時には災害復旧支援活動(建物の被害状況調査、インフラ復旧等)が求められるなど、果たすべき役割は大きい。このため、感染症の流行と自然災害が同時に発生する「複合災害」の時でも事業を早期に復旧、再開させることが重要である。

上記のような複合災害が発生した場合は、感染症の感染予防・拡大防止策を実施しながら、並行して優先業務の継続・復旧対応をしていかねばならない。したがって、既存の自然災害対応のBCPに則りつつ、感染予防・拡大防止の観点から追加で以下の点に留意する必要がある。

#### ① 在宅勤務、感染者等の発生による人員の不足

- ▶ 感染症流行時は、日中発災であっても、社員が在宅勤務により会社にいないことが考えられる。従って、少ない人数あるいはリモートで必要な初動対応が実施できるようにしておく。さらに、現場確認や復旧対応のための出張についても、社員が在宅勤務により自宅にいる可能性もあるため、居住地を考慮する。
- ➤ 被災時に代替拠点で業務を継続することとしている場合、代替先の社員が在宅勤務を実施していること、また、感染者の発生等により代替先も通常時より人員が減っていることを想定した業務継続体制を検討する。協力会社や関係会社(代替先を含む。)についても同様である。

#### ② 3 密の回避

- ▶ 感染予防・拡大防止のため、対策本部をリモートで運営することが推奨される。また、集合する場合は、会議等と同様に感染予防策を徹底する。
  - ◆ 参考 鹿島建設プレスリリース「感染症流行時の大地震を想定した BCP 訓練を 実施」

URL: <a href="https://www.kajima.co.jp/news/press/202008/31m1-j.htm?mode=pc">https://www.kajima.co.jp/news/press/202008/31m1-j.htm?mode=pc</a>

▶ 感染症流行時は、宿泊施設が避難所や感染者の受入れ等に活用されるため、特に施設等の早急な復旧工事等を要請された場合、現場作業員の宿泊場所の確保に留意する。必要に応じ、発注者と宿泊場所の確保について協議し、手配について協力してもらうよう依頼することも検討する。また、現場の詰め所についても感染予防を考慮して手配する。

# (6) 点検・見直し

#### ① 定期的な点検・見直し

パンデミック発生前は、策定した BCP の実効性を維持・向上させる観点から、得られた情報を基に次に示すような取り組み等を定期的に行うことによって BCP の点検・見直しを実施する。

- ▶ 日本政府の新型インフルエンザ対策計画の変更や監督官庁の指導への対応
- ▶ 管轄の保健所等との協議
- ▶ 取引先との協議(取引先のBCPと整合性を確保)
- ▶ 訓練を実施して明らかとなった課題への対応
- ▶ 新たに入手した感染予防策等の知見への対応

### ② 第四段階での点検・見直し

新型インフルエンザの発生後、流行が小康状態となり第四段階の体制に移行したならば速やかに、反省点を含め BCP を見直し、必要な修正を実施して次波以降の流行、あるいは次のパンデミックに備えることが重要である。

# 参考 新型コロナウイルス感染症の参考情報リンク集

#### 新型コロナウイルスに関する基本情報

- 1. 厚生労働省
  - ・ 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)
  - 新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)
  - 新型コロナウイルスに関する Q&A (労働者の方向け)
- 2. 国立感染症研究所
  - 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ
- 3. 一般社団法人 日本感染症学会
  - ・ 新型コロナウイルス感染症
- 4. WHO
  - ・ 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) WHO 公式情報特設ページ
  - Coronavirus disease (COVID-19) pandemic
- 5. CDC
  - Coronavirus Disease 2019 (COVID-19) | CDC

#### 感染予防ガイドライン等

- 1. 一般社団法人 日本建設業連合会
  - ・ <u>建設業(建設現場)における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(2020年8</u>月27日改訂版)
  - ・ 別添 2:職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について
- 2. 国土交通省
  - ・ 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年8月25日改訂版)
- 3. 一般社団法人 日本経済団体連合会
  - ・ オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
  - 製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
  - ・ <u>緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強</u> 化について
- 4. 一般社団法人 日本渡航医学会 公益社団法人 日本産業衛生学会
  - ・ 職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド
- 5. 労働者健康安全機構
  - 動画教材「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント」
- 6. 公益社団法人 日本ペストコントロール協会
  - 「新型コロナウイルス対策 自分で行う消毒マニュアル」

#### 感染症関連法令

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 3. 検疫法

#### 建設現場における取組み

- 1. 国土交通省
  - ・ 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例(令和2年7月1日更新)
  - ・ <u>【新型コロナ対策】対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例(令和2年7月1</u> <u>日作成)</u>

#### リモートワークに関する参考資料

- 1. 厚生労働省
  - テレワーク総合ポータルサイト
  - ・ 情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン

# 新型コロナウイルス感染症対応 建設 BCP ガイドライン 一 感染症への対応の実際を踏まえて 一

2020年11月20日 第1版発行

発行:一般社団法人 日本建設業連合会 災害対策委員会

編纂:BCP部会 新型コロナ感染症対応 BCP ガイドライン策定ワーキンググループ

製作協力:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

### ワーキンググループ (2020年7月時点)

 座長
 大岩
 男也
 (鹿島建設)
 委員
 田邊
 嘉和
 (清水建設)

 委員
 平山
 忠
 (大林組)
 ッ
 岸本
 大輔
 (大成建設)

 ッ
 山本
 吉孝
 (鹿島建設)
 ッ
 内山
 正
 (竹中工務店)

ッ 安藤 慎太郎 (五洋建設)